みよし広域連合

第 10 期介護保険事業計画

（素案）

目次

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の概要 2

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

第１節　人口の現状及び将来推計..... 6
第２節　高齢者の世帯状況..... 9
第３節　認定者数の推移と将来推計 10
第４節　介護保険サービスの利用状況..... 11
第５節　各種調査報告..... 13

第３章　地域で支え合う環境づくり

第１節　地域支援事業の推進..... 26
第２節　住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために..... 57

第４章　介護保険事業の適正・円滑な運営

第１節　介護保険サービスの基盤整備..... 59
第２節　給付費適正化の推進..... 60
第３節　地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施 64
第４節　介護サービス基盤の整備..... 65
第５節　計画の点検・評価方法 65
第６節　介護保険料等の設定について..... 67

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱..... 68
策定委員名簿 70

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画の策定趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に介護保険制度が創設され、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度が見直されてきました。

我が国全体の課題である少子高齢化と人口減少は、中山間地域を多く抱えるみよし広域連合において、全国平均を大きく上回る深刻なスピードで進行しています。みよし広域連合における高齢者人口は令和元(2019)年をピークとして減少傾向にありますが、高齢化は年々進んでいます。今後は団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年に向け、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の増加、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、今後の介護保険のサービスは需要の増加、多様化していくことが想定されます。また一方で、地域の介護インフラを支えるべき「生産年齢人口(現役世代)」は減少の一途をたどっております。介護従事者の不足や、地域の互助機能の低下等が今後の課題と考えられる中で、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていく施策が必要になってまいります。

限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用するための施策の実施のみならず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの理念に基づき、地域の実情に応じた各種サービスの提供に向け、関係団体等の連携を図っていくとともに、それを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組強化が重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、本計画は、これまでの取組を継続しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みをより一層推進するとともに、高齢者を支える介護体制づくりを目指し、令和 22(2040)年を見据えた中長期的な視点に基づいて、『みよし広域連合第 10 期介護保険事業計画』を策定するものです。

第２節　計画の概要

１　計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づき、「市町村介護保険事業計画」として、みよし広域連合の介護保険事業に関する事項を定めるもので、別に老人福祉法第 20 条の８第１項に基づき、各市町が定める「市町村老人福祉計画」と整合性を図り策定したものです。

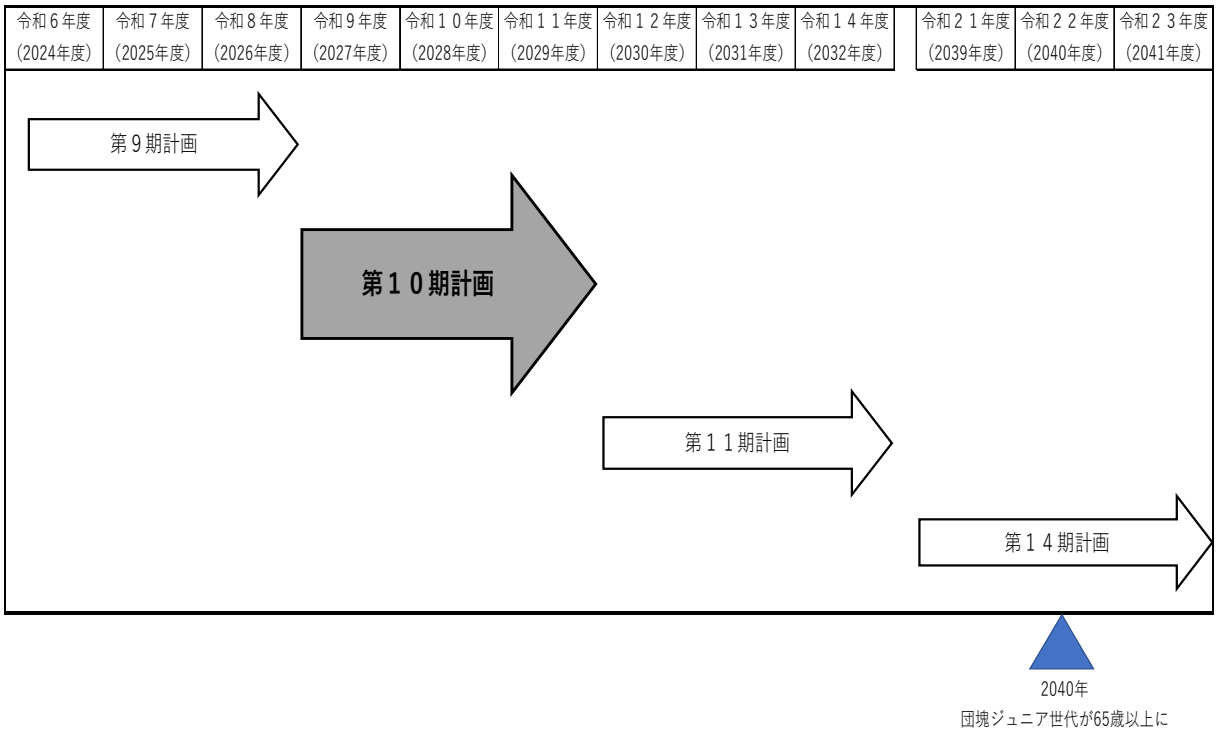
２　各種計画との関連

計画の策定にあたっては、三好市と東みよし町が主体的に計画推進に取り組む「高齢者(保健)福祉計画」と本介護保険事業計画との十分な連携のもと、制度の基本理念に沿って、双方が主体的に取り組むものとします。

また、本計画は、地方自治法に規定する「市町村総合振興計画」の基本構想に即して定めるほか、医療、保健、福祉に係る計画と調和を保つものとします。

３　計画期間

本計画は、令和９(2027)年度を初年度とする令和 11(2029)年度までの３年間を計画期間とし、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、本計画で具体的な取組内容や目標を位置付けることが必要となっています。



４　計画の策定・推進

（１）策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について、把握・点検を行うとともに、「みよし広域連合介護保険事業計画等策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、保健、福祉、医療関係者、その他広域連合長が必要と認める者からなる「みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画を策定しました。

（２）計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・基本施策等の実施及び実現に向けて、三好市及び東みよし町の関係課並びにその他関係機関との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。

（３）日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっています。

第９期計画に引き続き、本計画では、地理的条件、人口、社会的条件、生活形態、地域活動、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、構成市町である三好市、東みよし町を「日常生活圏域」として２圏域と設定しています。

① 日常生活圏域の区分

圏域名	総人口	65 歳以上 高齢者人口	75 歳以上 高齢者人口	高齢化率
三　好　市	21,121 人	10,401 人	6,082 人	49.2%
東 みよし町	12,684 人	4,902 人	2,676 人	38.6%
合　　計	33,805 人	15,303 人	8,758 人	45.3%

令和８年９月末現在　住民基本台帳

② 地域包括支援センター設置状況

名称	所在地	担当圏域
みよし地域包括支援センター	三好市池田町サラダ 1610 番地 1	三　好　市
東みよし町地域包括支援センター	三好郡東みよし町昼間 3673 番地 1	東 みよし町

令和８年９月末現在

５　基本的な考えと制度改正の概要

(１)計画の見直しにおける基本的な考え方

全国介護担当課長会議(令和８年７月１５日)より

①　基本的な考え方

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和８年法律第 51 号)による改正後の介護保険法では、介護保険事業(支援)計画においては、介護給付等対象サービスごとの量に関する中長期的な推計を定めるものとされ、その際、有料老人ホーム等の状況や医療介護連携の状況を勘案しなければならないものとされています。これを踏まえ、第 10 期計画の基本的記載事項(必須記載事項)として、「2040 年度を含む中長期的なサービス見込量の推計」が位置づけられています。

2040 年に向けては、自治体の規模や地域によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差があり、サービス需要の変化は様々となることが見込まれます。このような中で、高齢者人口やサービス需要の変化等をもとに、基本指針案では、サービス需要が減少する地域を「中山間・人口減少地域」、高齢者人口が 2040 年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域を「大都市部」、高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が 2040 年までの間に増加から減少へ転じる地域を「一般市等」と定義されています。各地域がそれぞれの地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間でサービス提供体制の確保に向けた議論をすることが必要とされています。

(２)第１０期介護保険事業計画の策定等に向けた留意事項

①　特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設について

令和９年４月より、中山間地域等での基盤確保を目的とし、人員基準の緩和や月額定額報酬等を導入する「特定地域サービス」及び、地域支援事業として市町村が委託実施する「特定地域居宅サービス等事業」が新たに創設されます。現在、社会保障審議会等で詳細な検討が進められており、今後、国からガイドラインが提示されるなど、動向があり次第、内容を精査し実施の検討をします。

②　介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防に資する通いの場の取組支援とともに、地域のニーズに応じて、分野を超えた支援を一体的に実施する拠点事業が新設されています。

③　有料老人ホーム制度の見直しに伴う計画への勘案及び連携対応について

社会福祉法等の改正により、中重度の要介護者等を入居させる「住宅型有料老人ホーム」等に対する都道府県への登録制が導入されます。あわせて「囲い込み」対策の強化として、特

定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止等の実効性を厳格に担保すること等が必要となります。

④ 介護支援専門員の更新制の廃止・研修の見直しについて

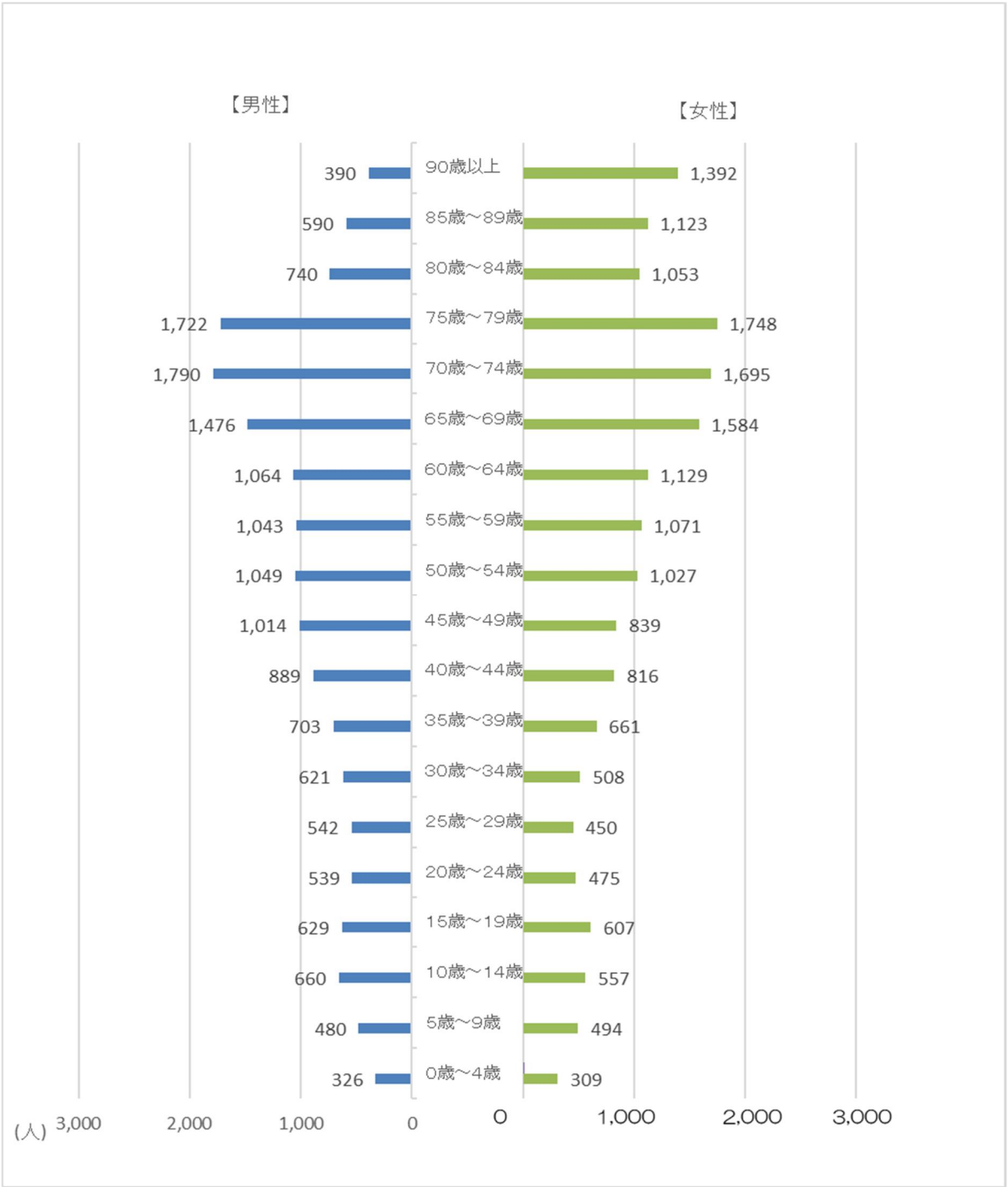
令和８年６月成立の改正法により、介護支援専門員の「研修受講を要件とした資格の更新制」が廃止されます。

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

第１節　人口の現状及び将来推計

１　現在の人口構成

令和８年９月末現在の人口ピラミッドをみると、みよし広域連合で最も人口が多い層は、男性は 70 歳から 74 歳、女性は 75 歳から 79 歳となっています。人口全体でみると、０歳から 14 歳の年少人口は 8.4%、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 46.4%、65 歳以上の高齢者人口は 45.3%となっています。

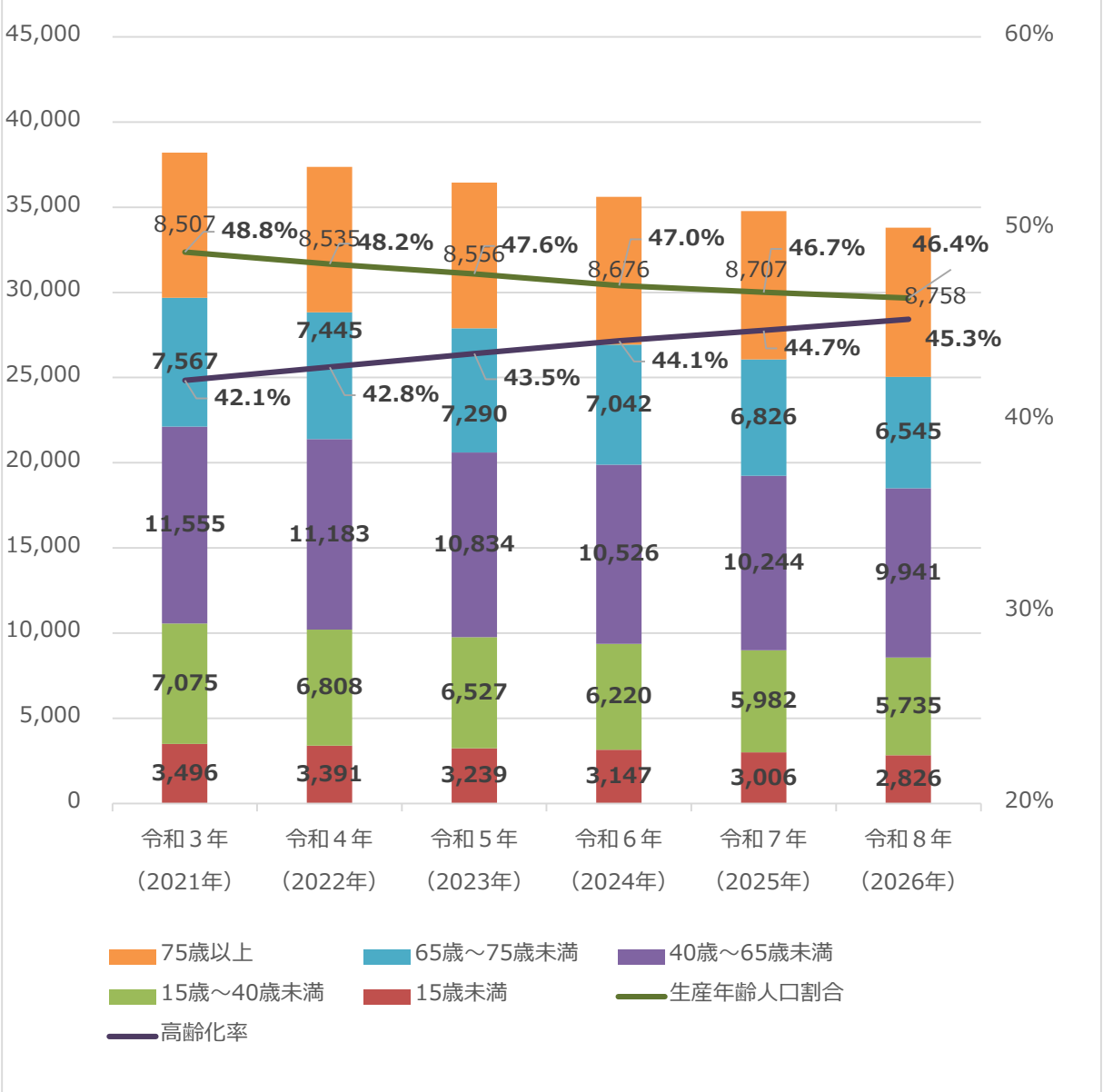


※資料：住民基本台帳　令和８年９月末日現在

2　高齢者人口及び高齢化率の推移

総人口は令和３(38,200 人)年から令和８(33,805 人)年にかけて 4,395 人減少しております。また、65 歳以上の高齢者人口も、令和３年(16,074 人)から令和８年(15,303 人)にかけて 771 人減少しています。高齢化率は、令和３年(42.1%)から令和８年(45.3%)にかけて 3.2%上昇しています。

			第８期			第９期		
			令和３年 (2021年)	令和４年 (2022年)	令和５年 (2023年)	令和６年 (2024年)	令和７年 (2025年)	令和８年 (2026年)
人口		(人)	38,200	37,362	36,446	35,611	34,765	33,805
	15歳未満	(人)	3,496	3,391	3,239	3,147	3,006	2,826
	15歳～40歳未満	(人)	7,075	6,808	6,527	6,220	5,982	5,735
	40歳～65歳未満	(人)	11,555	11,183	10,834	10,526	10,244	9,941
	65歳～75歳未満	(人)	7,567	7,445	7,290	7,042	6,826	6,545
	75歳以上	(人)	8,507	8,535	8,556	8,676	8,707	8,758
	生産年齢人口	(人)	18,630	17,991	17,361	16,746	16,226	15,676
	高齢者人口	(人)	16,074	15,980	15,846	15,718	15,533	15,303
生産年齢人口割合		(%)	48.8%	48.2%	47.6%	47.0%	46.7%	46.4%
高齢化率		(%)	42.1%	42.8%	43.5%	44.1%	44.7%	45.3%



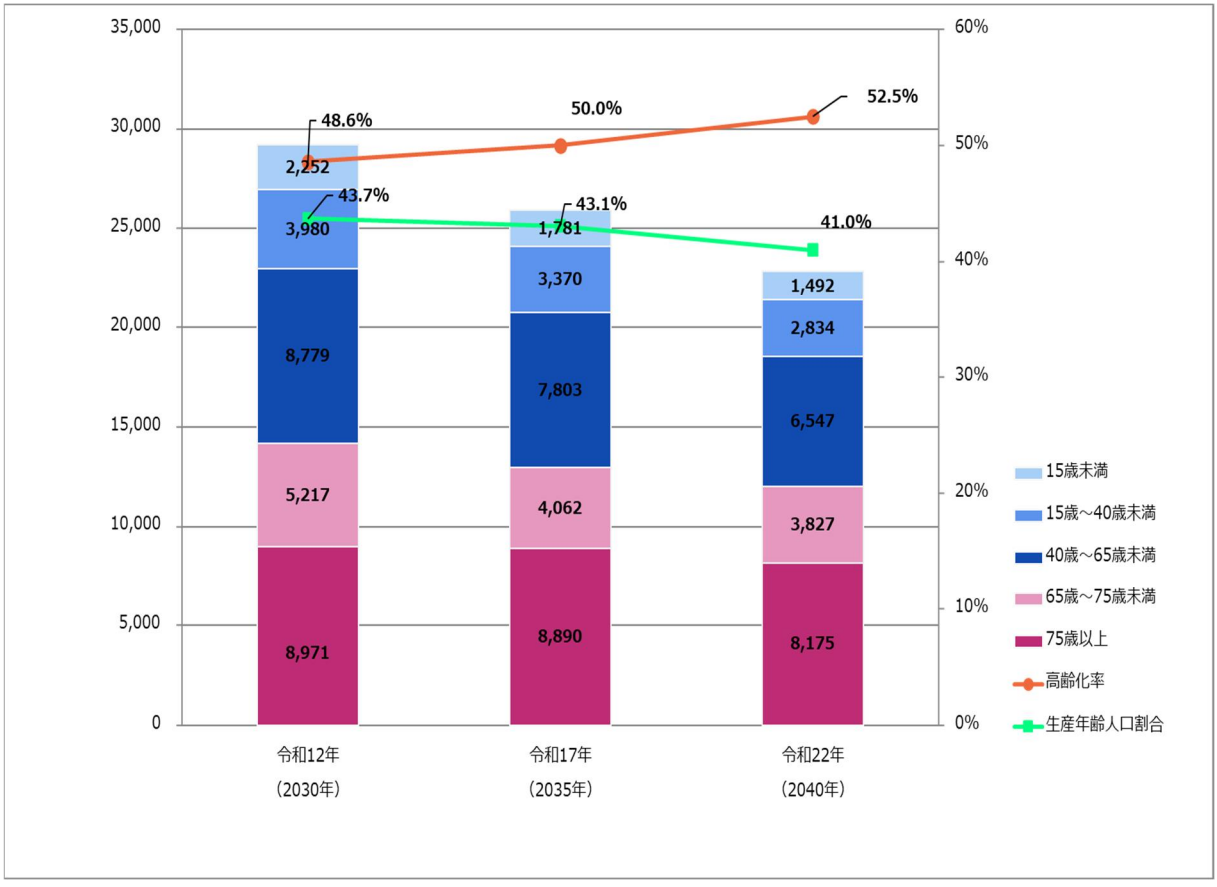
※資料：住民基本台帳　各年９月末日現在

3　人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所による、令和２(2020)年の国勢調査を基にした人口推計では、高齢化率は上昇を続け、令和 17(2035)年には高齢化率は 50%に到達する見込みとなっています。高齢者人口は、総人口の減少に伴い、今後も減少となる見込みとなり、生産年齢人口についても同様に減少する見込みとなっています。

			令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）
人口		（人）	29,199	25,906	22,875
	15歳未満	（人）	2,252	1,781	1,492
	15歳～40歳未満	（人）	3,980	3,370	2,834
	40歳～65歳未満	（人）	8,779	7,803	6,547
	65歳～75歳未満	（人）	5,217	4,062	3,827
	75歳以上	（人）	8,971	8,890	8,175
	生産年齢人口	（人）	12,759	11,173	9,381
	高齢者人口	（人）	14,188	12,952	12,002
生産年齢人口割合		（%）	43.7	43.1	41.0
高齢化率		（%）	48.6	50.0	52.5

（出典）2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」



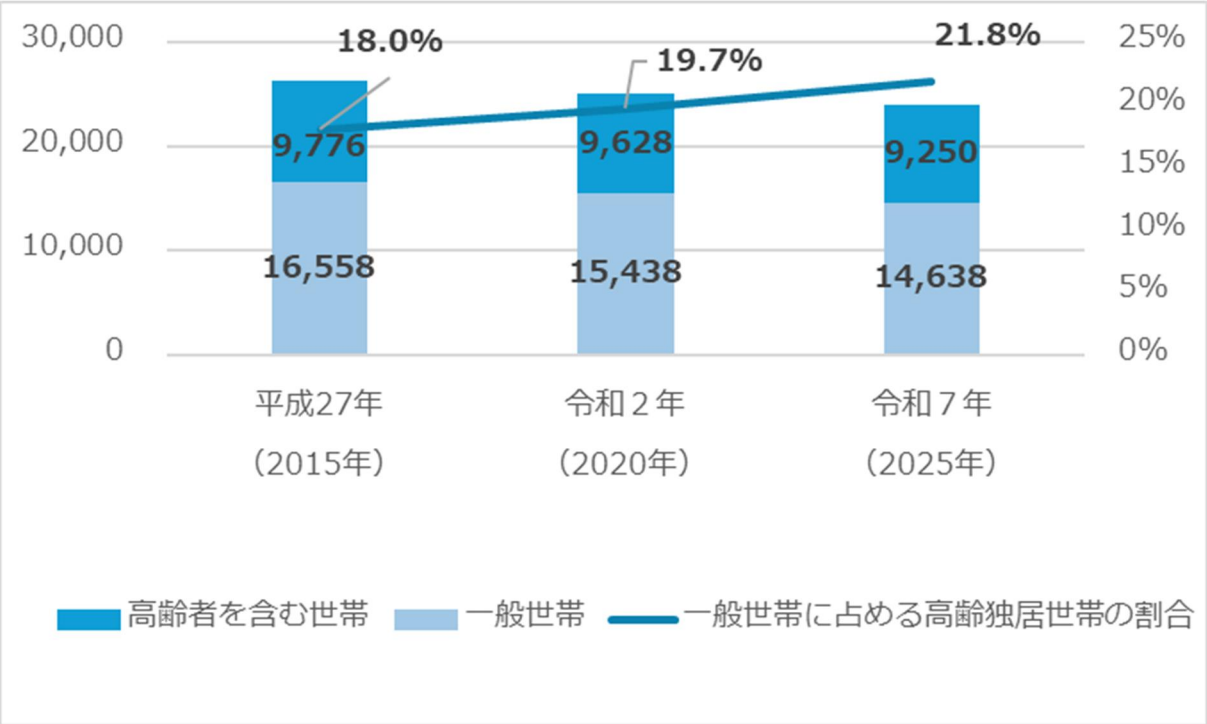
第２節　高齢者の世帯の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年から令和７年にかけて 1,920 世帯減少しています。高齢者を含む世帯数も減少傾向にあり、平成 27 年から令和７年にかけて 526 世帯減少しています。

しかし、一般世帯に占める高齢独居世帯数の割合は年々上昇し、令和７年では 21.8%で、高齢独居世帯数は 3,189 世帯、高齢夫婦世帯数は 2,408 世帯となっています。

（単位：世帯）

		平成27年（2015年）	令和２年（2020年）	令和７年（2025年）
一般世帯		16,558	15,438	14,638
高齢者を含む世帯		9,776	9,628	9,250
	高齢独居世帯	2,977	3,036	3,189
	高齢夫婦世帯	2,220	2,322	2,408
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合		18.0%	19.7%	21.8%



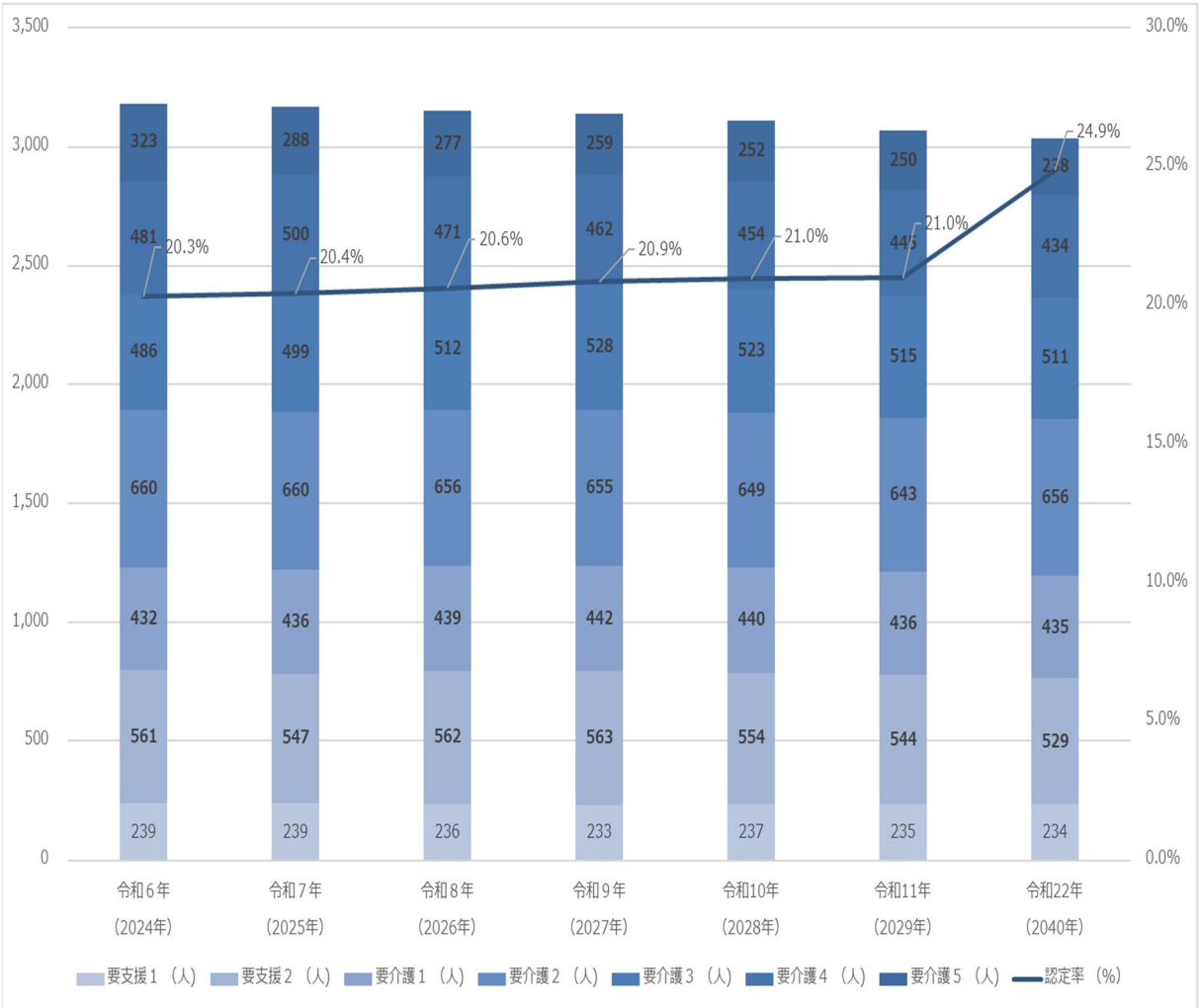
※資料：総務省「国勢調査」
※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。
※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65 歳以上の世帯員が１人以上いる世帯数。
※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が 65 歳以上の高齢者１名のみの世帯数。
※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が 65 歳以上の世帯数。

第３節　認定者数の推移と将来推計

現状の認定者数及び推計

第１号被保険者数が減少していることから、要支援・要介護認定者数も併せて減少しています。高齢化率が上がることが見込まれることから認定率は上昇する推計となっております。

		第９期			第10期			第14期
		令和６年 (2024年)	令和７年 (2025年)	令和８年 (2026年)	令和９年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和22年 (2040年)
第１号被保険者数	(人)	15,651	15,512	15,285	15,063	14,834	14,610	12,212
要支援１	(人)	239	239	236	233	237	235	234
要支援２	(人)	561	547	562	563	554	544	529
要介護１	(人)	432	436	439	442	440	436	435
要介護２	(人)	660	660	656	655	649	643	656
要介護３	(人)	486	499	512	528	523	515	511
要介護４	(人)	481	500	471	462	454	445	434
要介護５	(人)	323	288	277	259	252	250	238
認定者数計	(人)	3,182	3,169	3,153	3,142	3,109	3,068	3,037
認定率	(%)	20.3%	20.4%	20.6%	20.9%	21.0%	21.0%	24.9%



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)

第４節　介護保険サービスの利用状況

各サービス別に第９期計画の計画値と給付実績を比較して、第９期計画の評価・分析を行いました。

１　介護給付費

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は令和７年度計画比 78.7%となっております。また介護医療院も令和７年度計画比 67.5%となっております。減少の要因として、地域密着型の特別養護老人ホームの閉鎖及び介護医療院の休止が考えられます。

（単位：円）

		令和６年度（2024年）			令和７年度（2025年）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	介護老人福祉施設	1,294,392,000	1,324,028,575	102.3%	1,298,945,000	1,382,943,749	106.5%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	147,283,000	138,292,478	93.9%	147,469,000	116,074,017	78.7%
	介護老人保健施設	1,096,898,000	1,112,127,997	101.4%	1,101,554,000	1,135,347,413	103.1%
	介護医療院	219,050,000	158,717,341	72.5%	219,854,000	148,507,238	67.5%
	介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	49,459,000	46,215,239	93.4%	52,700,000	54,534,500	103.5%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	567,126,000	511,844,035	90.3%	570,833,000	487,975,512	85.5%
在宅サービス	訪問介護	242,047,000	246,677,126	101.9%	243,133,000	250,108,033	102.9%
	訪問入浴介護	13,378,000	16,789,352	125.5%	14,549,000	13,490,418	92.7%
	訪問看護	121,167,000	132,736,371	109.5%	122,014,000	120,396,480	98.7%
	訪問リハビリテーション	53,615,000	60,553,311	112.9%	55,213,000	64,160,238	116.2%
	居宅療養管理指導	15,607,000	17,932,536	114.9%	14,704,000	18,638,964	126.8%
	通所介護	382,006,000	375,533,848	98.3%	385,242,000	357,972,713	92.9%
	地域密着型通所介護	131,778,000	154,953,579	117.6%	132,807,000	159,315,746	120.0%
	通所リハビリテーション	242,879,000	220,604,077	90.8%	245,372,000	222,517,082	90.7%
	短期入所生活介護	245,636,000	243,669,076	99.2%	248,086,000	213,581,976	86.1%
	短期入所療養介護（老健）	1,744,000	2,497,003	143.2%	2,103,000	3,358,680	159.7%
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	16,879,000	11,936,685	70.7%	17,964,000	15,038,309	83.7%
	福祉用具貸与	119,736,000	127,568,686	106.5%	121,073,000	132,223,173	109.2%
	特定福祉用具販売	5,622,000	5,669,811	100.9%	6,201,000	5,455,404	88.0%
	住宅改修	9,231,000	12,739,667	138.0%	11,257,000	10,930,217	97.1%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	96,858	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	865,000	0	0.0%	1,299,000	0	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	507,339	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援	230,828,000	236,025,451	102.3%	231,382,000	229,042,420	99.0%

2　利用者数

給付費と同様に計画値と乖離がある項目は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は令和７年度計画比 78.1%となっております。また介護医療院も令和７年度計画比76.6%となっております。減少の要因として、地域密着型の特別養護老人ホームの閉鎖及び介護医療院の休止が考えられます

（単位：人）

		令和６年度（2024年）			令和７年度（2025年）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	介護老人福祉施設	4,656	4,843	104.0%	4,668	5,037	107.9%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	456	433	95.0%	456	356	78.1%
	介護老人保健施設	4,032	4,056	100.6%	4,044	4,099	101.4%
	介護医療院	564	489	86.7%	564	432	76.6%
	介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	228	273	119.7%	252	289	114.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	2,244	2,019	90.0%	2,256	1,895	84.0%
在宅サービス	訪問介護	5,352	5,358	100.1%	5,364	5,322	99.2%
	訪問入浴介護	168	277	164.9%	180	207	115.0%
	訪問看護	3,204	3,337	104.2%	3,228	3,166	98.1%
	訪問リハビリテーション	1,416	1,590	112.3%	1,452	1,665	114.7%
	居宅療養管理指導	1,860	2,109	113.4%	1,740	2,284	131.3%
	通所介護	4,128	4,575	110.8%	4,152	4,145	99.8%
	地域密着型通所介護	2,016	2,011	99.8%	2,028	2,327	114.7%
	通所リハビリテーション	4,008	3,643	90.9%	4,044	3,517	87.0%
	短期入所生活介護	1,632	1,641	100.6%	1,656	1,514	91.4%
	短期入所療養介護（老健）	84	35	41.7%	96	59	61.5%
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	120	105	87.5%	132	128	97.0%
	福祉用具貸与	11,520	11,958	103.8%	11,676	11,809	101.1%
	特定福祉用具販売	204	201	98.5%	228	196	86.0%
	住宅改修	108	191	176.9%	132	165	125.0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	1	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	36	0	0.0%	48	0	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	3	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援	18,876	18,637	98.7%	18,900	18,385	97.3%

3　総給付費等

施設の閉鎖及び休止がありましたが、総給付費は概ね計画値どおりとなっております。

		令和６年度（2024年）			令和７年度（2025年）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数	（人）	15,730	15,684	99.7%	15,553	15,511	99.7%
要介護認定者数	（人）	3,216	3,182	98.9%	3,179	3,169	99.7%
要介護認定率	（%）	20.4	20.3	99.2%	20.4	20.4	100.0%
総給付費	（円）	5,207,226,000	5,157,112,244	99.0%	5,243,754,000	5,142,216,479	98.1%
施設サービス給付費	（円）	2,757,623,000	2,733,166,391	99.1%	2,767,822,000	2,782,872,417	100.5%
居住系サービス給付費	（円）	616,585,000	558,059,274	90.5%	623,533,000	542,510,012	87.0%
在宅サービス給付費	（円）	1,833,018,000	1,865,886,579	101.8%	1,852,399,000	1,816,834,050	98.1%
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	331,037.9	328,813.6	99.3%	337,153.9	331,520.6	98.3%

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6年,令和7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

第５節　各種調査報告

Ⅰ　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

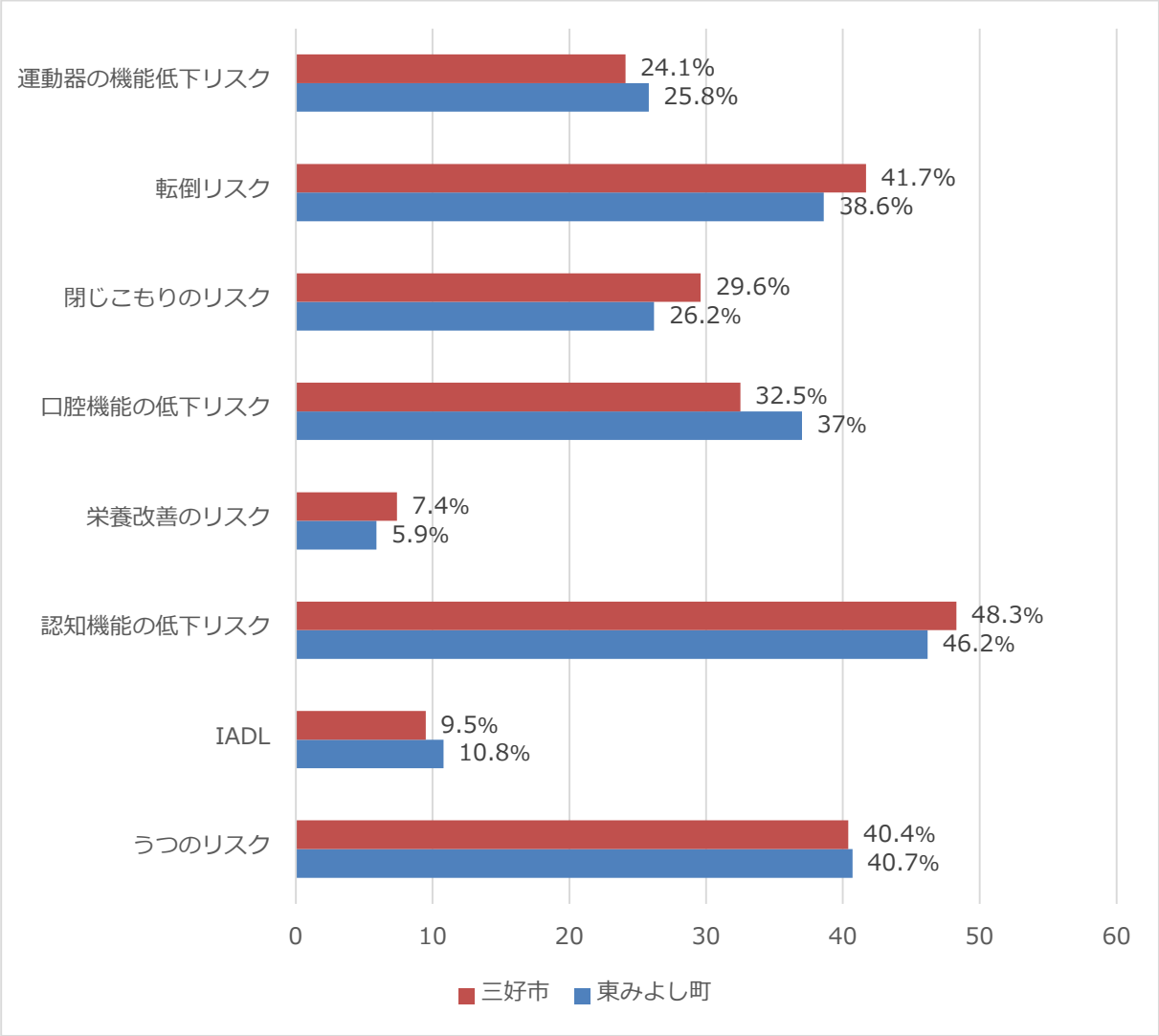
(１)調査概要

対 象 者	令和 7 年 10 月 1 日現在、みよし広域連合を構成する三好市、東みよし町にお住まいの 65 歳以上の方(要介護１～５の方を除く)
実施期間	令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 12 月 19 日(金)
実施方法	郵送配布 4,000 通、郵送回収
有効回答数 (有効回収率)	2,809 件(70.2%) ※返送いただいた調査票のうち、全問無回答や締切後に返送があったものに関しては、集計結果に含んでいません。

(2)リスク該当状況

一般高齢者(非認定者)のリスク該当状況について、三好市、東みよし町で各種リスクの分布状況の大きな差異はみられません。三好市、東みよし町ともに「認知機能の低下リスク」、「転倒リスク」、「うつのリスク」が該当率が高くなっております。

(単位：%)



※ＩＡＤＬ：買い物・洗濯・掃除・料理・金銭管理・服薬管理・交通機関の利用・電話の対応などの手段的日常生活動作。

(3)会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、最も参加頻度が高いものは⑦町内会・自治会(47.4%)、次いで、⑧収入のある仕事(27.2%)③趣味関係のグループ(22.7%)の順となっています。「年に数回」も除くと、⑧収入のある仕事(22.5%)、③趣味関係のグループ(16.7%)、②スポーツ関係のグループやクラブ(14.2%)の順で多くなっています。

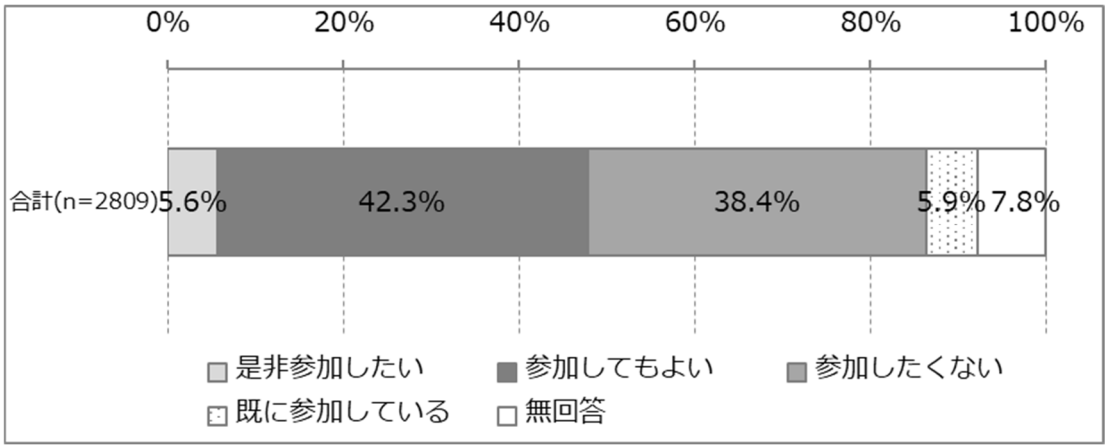
(単位：%)

	週４回以上	週２～３回	週１回	月１～３回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	0.4	1.4	1.4	5.3	13.3	61.3	16.9
②スポーツ関係のグループやクラブ	1.9	4.5	3.5	4.3	4.4	65.1	16.3
③趣味関係のグループ	1.4	2.8	3.8	8.7	6.0	61.6	15.7
④学習・教養サークル	0.2	0.8	1.4	2.8	4.8	72.9	17.1
⑤(いきいき 100 歳体操などの)介護予防のための通いの場	0.4	2.6	4.1	5.4	2.7	70.0	14.8
⑥老人クラブ	0.2	0.4	0.6	1.8	8.7	72.9	15.4
⑦町内会・自治会	0.1	0.2	0.7	5.5	40.9	39.2	13.4
⑧収入のある仕事	13.7	5.4	1.4	2.0	4.7	59.6	13.2

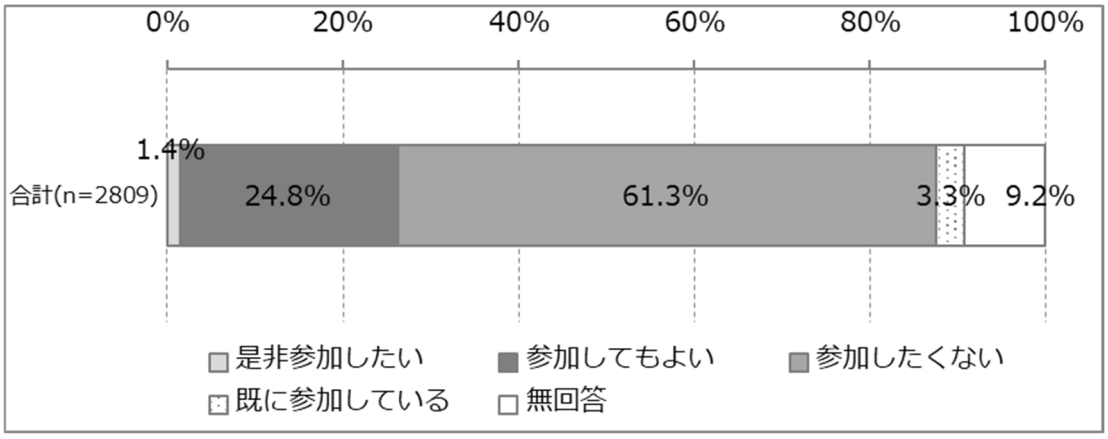
(4)健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者として参加してみたいと思うかたずねると、「参加したい(既に参加している方を含む)」と回答した方が 53.8%、また、お世話役として参加してみたいと思うかとたずねると、「参加したい(既に参加している方を含む)」と回答した方が 29.5%となっています。

【地域づくり活動に対する参加者としての参加意向】



【地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向】



2　在宅介護実態調査の集計結果

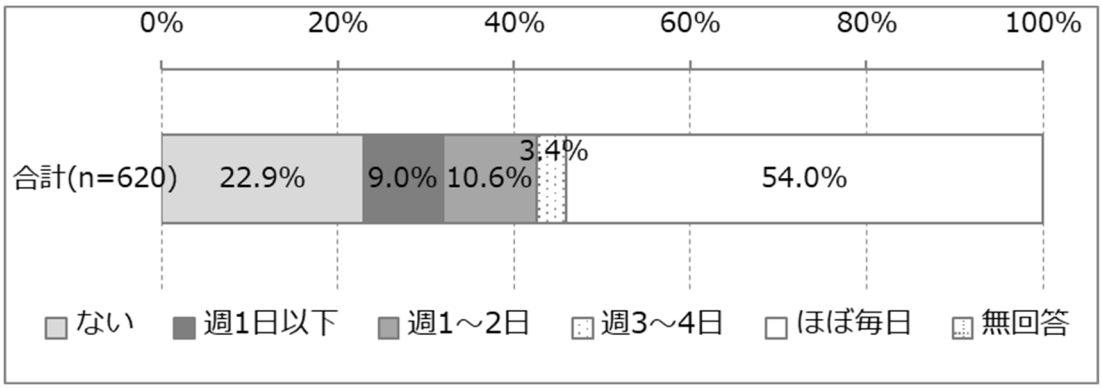
(１)調査概要

対　象　者	在宅で生活をしている要支援・要介護者のうち、令和７年　１０月１日以降に要介護認定の更新申請・区分変更申請を行った方
実施期間	令和７年１０月１日(水)～令和８年６月 30 日(火)
実施方法	認定調査員による聞き取り調査
有効回答数 (有効回収率)	620 件(100.0%)

(２)家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日」の割合が最も高く 54.0%となっている。次いで、「ない(22.9%)」、「週１日以下(9.0%)」となっている。

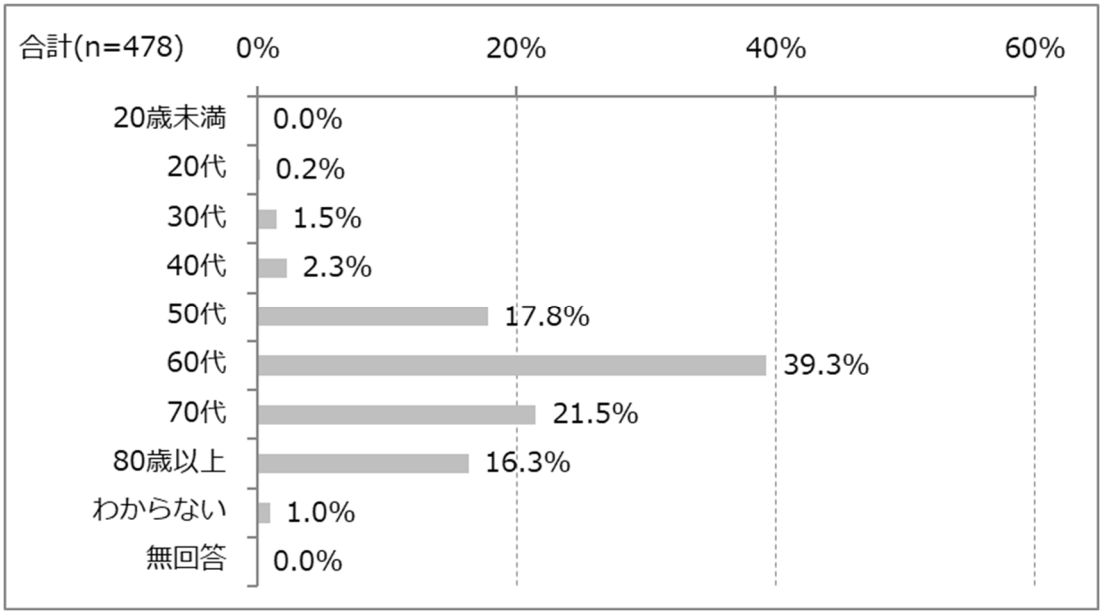
図表１　家族等による介護の頻度(単数回答)



(3)主な介護者の年齢

「60 代」の割合が最も高く 39.3%となっている。次いで、「70 代(21.5%)」、「50 代(17.8%)」となっている。

図表 2　主な介護者の年齢(単数回答)

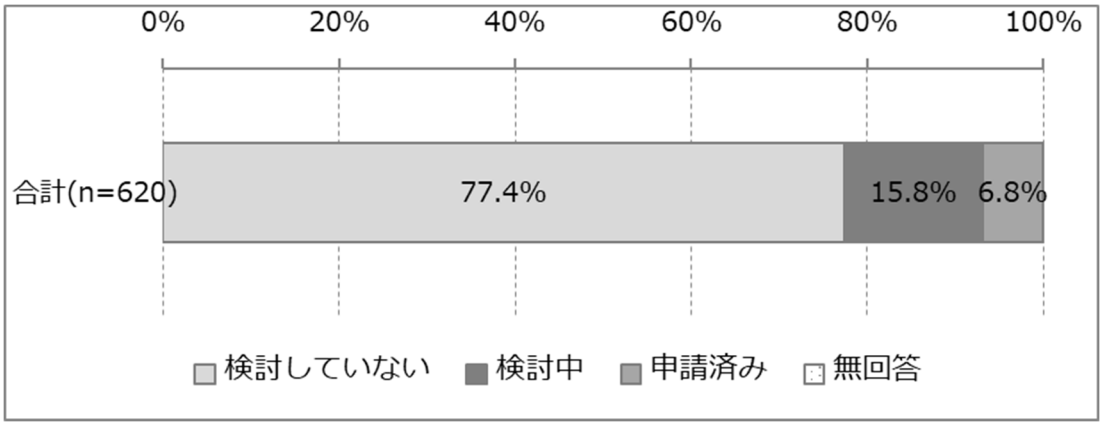


(4)施設等検討の状況

「検討していない」の割合が最も高く 77.4%となっている。次いで、「検討中(15.8%)」、「申請済み(6.8%)」となっている。

「申請済み」の介護度の内訳として、要支援 1 は 2 名、要支援 2 は 6 名、要介護 1 は 10 名、要介護 2 は 13 名、要介護 3 は 7 名、要介護 4 は 3 名、要介護 5 は 1 名の合計 42 名となっている。

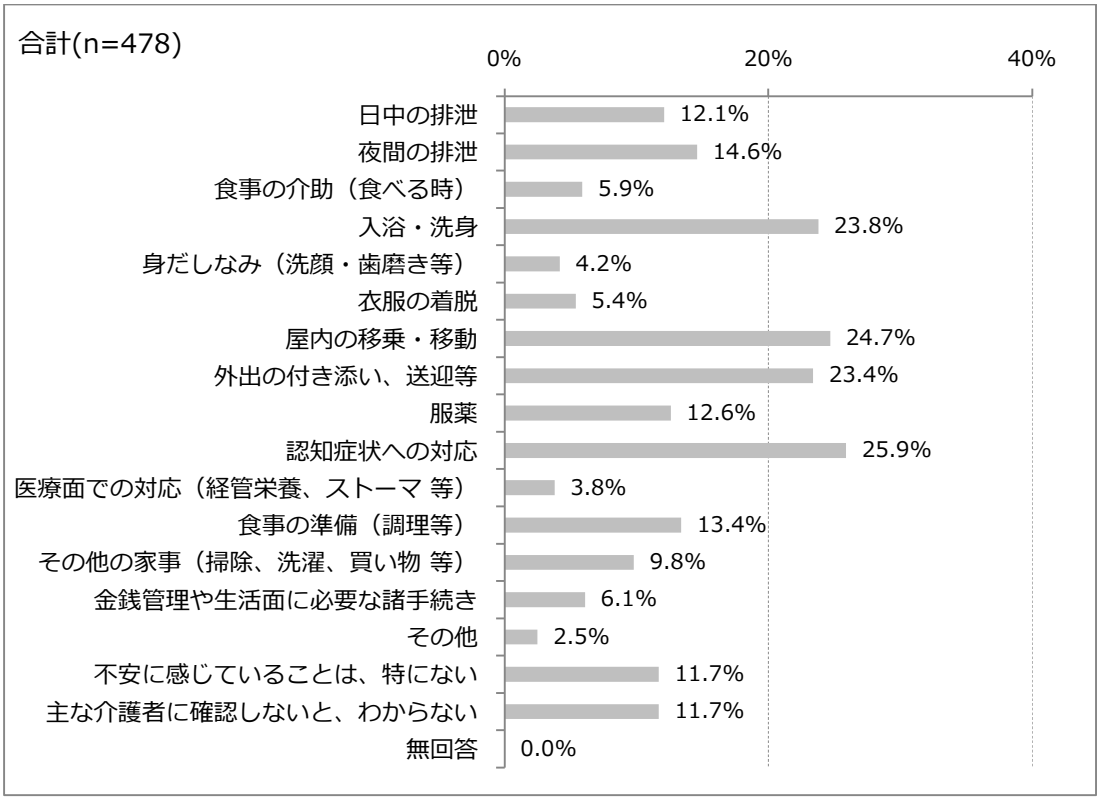
図表 3　施設等検討の状況(単数回答)



(5)今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が最も高く25.9%となっている。次いで、「屋内の移乗・移動(24.7%)」、「入浴・洗身(23.8%)」となっている。

図表４　今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護(複数回答)



3　特別養護老人ホームの待機者の状況調査結果

特別養護老人ホームの待機者の状況(実待機者数や待機者の居場所等)を把握するために調査を実施しました。

(１)調査概要

対　　象	令和８年４月１日時点 入所申込状況：特別養護老人ホーム(地域密着型含む)16 事業所
実施方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数	特別養護老人ホーム(地域密着型含む)　100%

(２)待機者の状況について

令和８年４月１日時点における特別養護老人ホームに入所を希望する待機者の状況は以下のとおりとなりました。

① 事業所から回答のあった待機者数･････････････296 件
② 介護保険被保険者の資格のない者･････････････52 件
③ 重複して申込みしている者･･･････････････････47 件
④ 既に特別養護老人ホームに入所している者･･･････30 人

※①～③は重複者がいるため延べ件数

①の全待機者(296 件)のうち、②から④を順に除することで待機者の実数としています。

実待機者	167 人

⑤ 実待機者の日常生活圏域別の人数

圏　域	人　数	全待機者に占める割合
三好市	126 人	42.57%
東みよし町	41 人	13.85%
合　計	167 人	56.42%

(3)実待機者(167 人)のうち真に入所が必要とされる待機者について

① 令和８年４月１日時点で入所要件の要介護３以上を満たさない者・・・・・52 人

実待機者から①を除することで真に入所が必要と判断される待機者としています。

真に入所が必要とされる待機者	115 人

② 日常生活圏域別の人数

圏 域	人 数	実待機者に占める割合
三好市	84 人	50.30%
東みよし町	31 人	18.56%
合 計	115 人	68.86%

(4)実待機者(167 人)のサービス利用状況について

実待機者のサービス利用状況は以下のとおりとなっています。

※令和７年 10 月～令和８年３月サービス提供分の利用実績より

① 実待機者(167 人)のサービス利用状況

(ア) 在宅 サービス	(イ) 特養以外の介護保険施設	(ウ) グループホーム	(エ) サービス 実績なし
89 人	36 人	10 人	32 人
53.29%	21.56%	5.99%	19.16%

※在宅サービスのうち給付管理対象外の居宅療養管理指導は含んでいません。

② 在宅サービス利用者(89 人)の日常生活圏域別の人数

三好市	東みよし町	合計
69 人	20 人	89 人

(5)真に入所が必要とされる待機者(115 人)のサービス利用状況について

真に入所が必要とされる待機者のサービス利用状況は以下のとおりとなっていました。

※令和７年 10 月～令和８年３月サービス提供分の利用実績より

① 真に入所が必要とされる待機者(115 人)のサービス利用状況

(ア) 在宅 サービス	(イ) 特養以外の介護保険施設	(ウ) グループ ホーム	(エ) サービス 実績なし
57 人	29 人	6 人	23 人
49.57%	25.22%	5.22%	20.00%

※在宅サービスのうち給付管理対象外の居宅療養管理指導は含んでいません。

② 在宅サービス利用者の日常生活圏域別の人数

三好市	東みよし町	合計
43 人	14 人	57 人

(6)待機者の居場所について

令和８年４月１日時点の待機者の居場所は以下のとおりです。

なお、(ア)の在宅と(イ)の介護保険施設等については、令和７年 10 月から令和８年３月のサービス提供分の利用状況から居場所を判断しています。

① 実待機者(167 人)の居場所

(ア) 在宅	(イ) 介護保険 施設等	(ウ) サービス 利用無し
89 人	46 人	32 人
53.30%	27.54%	19.16%

② 真に入所が必要とされる待機者(115 人)の居場所

(ア) 在宅	(イ) 介護保険 施設等	(ウ) サービス 利用無し
57 人	35 人	23 人
49.57%	30.43%	20.00%

介護保険施設等とは：特養、老健、療養型、医療院、特定施設、ＧＨ

(７)施設の空床状況

みよし広域連合管内の介護保険施設等、その他の施設の空床状況は以下のとおりとなっています。

① 定員及び空床数

種　類	定員	空床数	空床率
介護保険施設等	857 人	40	4.67%

※空床状況は、利用者が入院・外泊期間中において居室が当該利用者のために確保されているような場合等は考慮せず、調査基準日等に空床となっている数値です。

② 日常生活圏域別の介護保険施設等、その他の施設の定員及び空床状況

介護保険施設等

種　類	定員	空床数	空床率
三好市	627 人	37	5.90%
東みよし町	230 人	3	1.30%
合　計	857 人	40	4.67%

(８)施設状況

直近５年の管内施設の増減等の状況(令和８年 10 月１日現在)は以下のとおりです。

年月日	区分	サービス名称	定員
令和４年３月 31 日	廃止	小規模多機能型居宅介護	25
令和５年３月７日	休止	認知症対応型共同生活介護	18
令和５年４月１日	１ユニット休止	認知症対応型共同生活介護	9
令和５年 12 月 31 日	廃止	認知症対応型共同生活介護	18
令和６年２月１日	休止	介護医療院	48
令和７年４月１日	１ユニット休止	認知症対応型共同生活介護	9
令和７年８月１日	１ユニット休止	認知症対応型共同生活介護	9
令和８年３月 31 日	廃止	地域密着型介護老人福祉施設	10
令和８年６月１日	２ユニット再開	認知症対応型共同生活介護	18
令和８年 10 月１日	定員減	介護老人福祉施設	60

(９)今後の施設整備について

本調査結果により、全待機者の 296 名のうち実待機者が 167 人、真に入所が必要とされる待機者が 115 人となっています。そのうち在宅サービス利用の待機者が 89 人、要介護３以上の待機者は 57 人となりました。

特別養護老人ホームの待機者数や施設の空床状況を勘案し、第 10 期介護保険事業計画に利用定員を増員するための新たな地域密着型サービスの入所・入居施設の整備は見込まないこととします。

4 介護人材実態調査結果

本調査は、三好市又は東みよし町所在の介護保険サービス事業所の雇用状況等を調査することにより、介護人材に係る地域の実情の把握、今後の介護人材の確保に向けた施策の検討への活用のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(１)調査概要

対　　象	令和８年４月１日時点 三好市または東みよし町所在の介護保険サービス事業所 60 事業所 ((介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)特定福祉用具販売事業所を除く)
実施方法	郵送配布、郵送、窓口持参又はメールによる回収
有効回答数	47 事業所(回収率 78.3%)

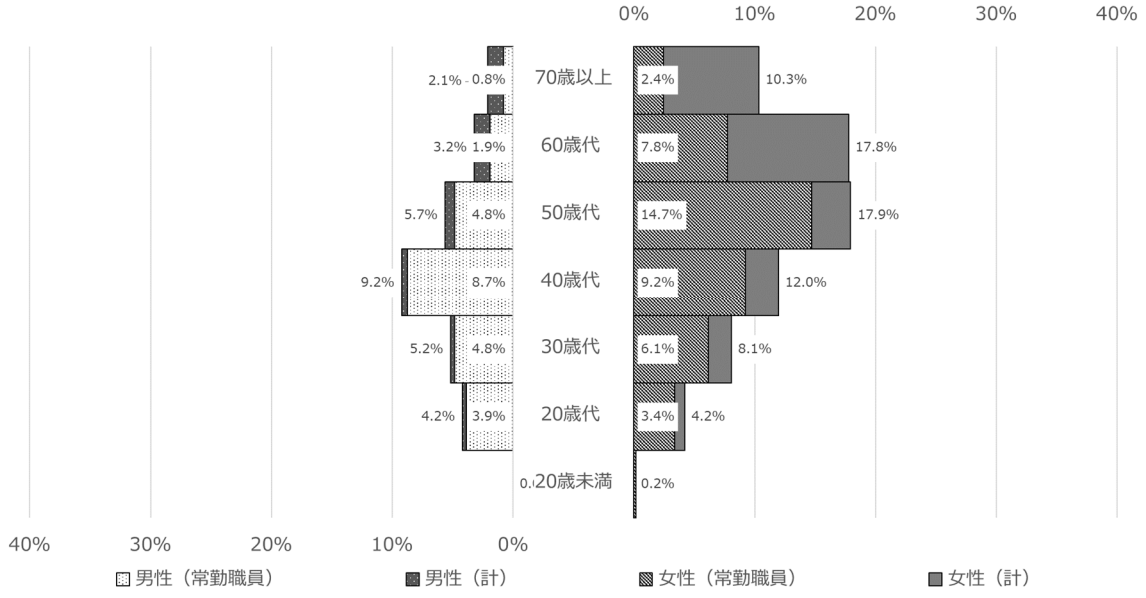
※回答は事業所ごとの従業員数とし、複数の事業所で兼務している場合は、それぞれの事業所において計上しています。

※１ヶ月以上の療休、産休、育休、介護休暇等のため実際に従事していない者及びボランティア(賃金の支払いを受けていない者)の人数は含めていません。

(２)性別・年齢別の雇用形態の構成比

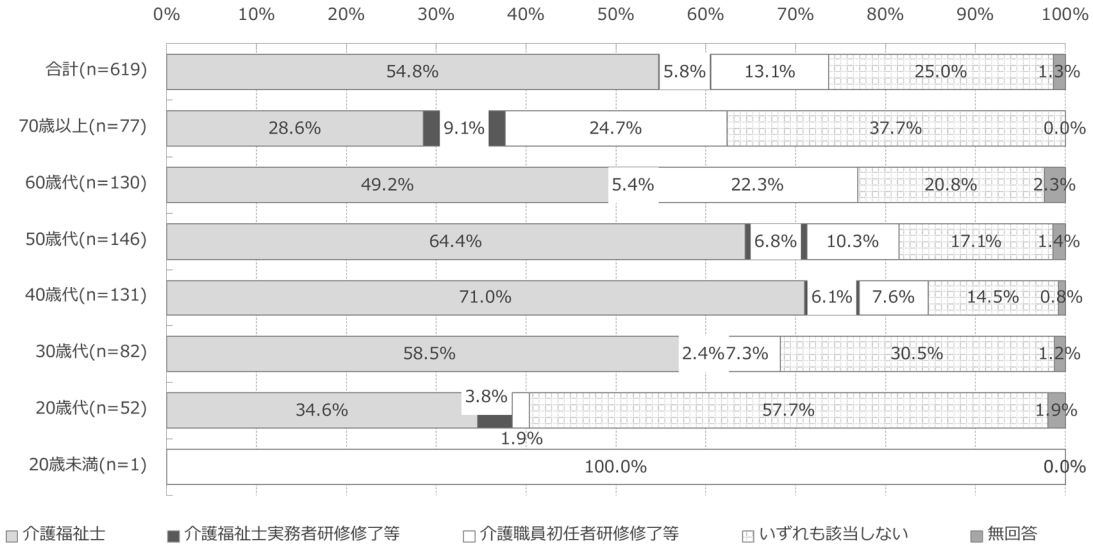
60 歳代以上の占める割合が 33.4%となっています。30 歳代以下の占める割合は 21.9％となっています。

全サービス系統合計、n=619



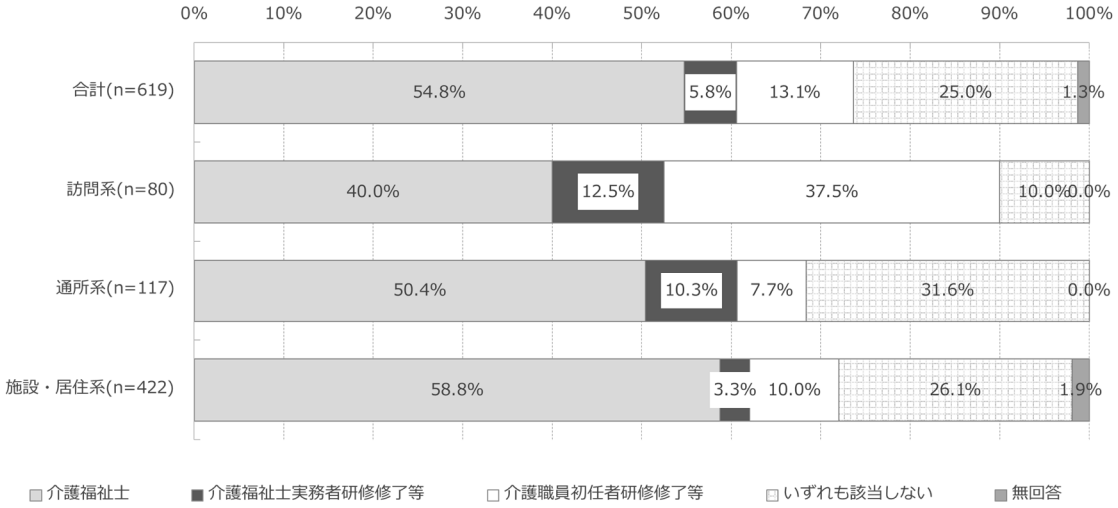
(3)年齢別の資格保有の状況

全体で見ると、介護福祉士の占める割合が最も大きく(全体の５割程度)、続いて該当しない者、介護職員初任者研修修了等の順となっています。



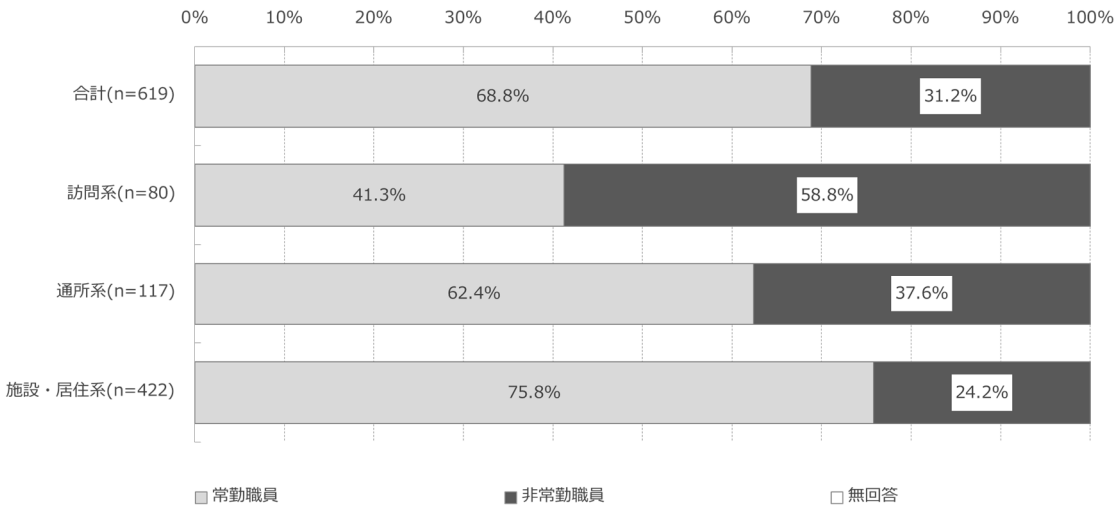
(4)サービス系統別の資格保有の状況

サービス系統別の資格保有を見ると、全職種において介護福祉士の割合が一番高くなっています。訪問系については、他の２種類よりも介護職員初任者研修修了等が 37.5%と高い割合を占めています。



(5)サービス系統別の常勤職員・非常勤職員の割合

全体では常勤職員が 68.8%、非常勤職員が 31.2%の割合になっています。訪問系では他の 2 種類に比べ常勤職員の割合が 41.3%と低くなっています。施設・居住系は、他の 2 種類に比べ常勤職員の割合が 75.8%と高くなっています。



(6)介護職員数の変化

全てのサービス系統において、採用者数よりも離職者数が多くなっています。全体の職員数では昨年比 97.8%となっています。

サービス系統（該当事業所数）	職員総数			採用者数			離職者数			昨年比		
	常勤職員	非常勤職員	小計	常勤職員	非常勤職員	小計	常勤職員	非常勤職員	小計	常勤職員	非常勤職員	小計
全サービス系統(n=54)	456人	222人	678人	37人	31人	68人	48人	35人	83人	97.6%	98.2%	97.8%
訪問系(n=14)	47人	60人	107人	1人	4人	5人	0人	6人	6人	102.2%	96.8%	99.1%
通所系(n=18)	75人	44人	119人	5人	3人	8人	5人	6人	11人	100.0%	93.6%	97.5%
施設･居住系(n=22)	334人	118人	452人	31人	24人	55人	43人	23人	66人	96.5%	100.9%	97.6%

第３章　地域で支え合う環境づくり

第１節　地域支援事業の推進

１　総合事業の実施

総合事業は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護(以下「旧介護予防訪問介護等」という。)により提供されていた専門的なサービス、住民主体の支援等の多様なサービスの「介護予防・生活支援サービス事業」と住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」(旧二次予防事業及び旧一次予防事業)からなり、平成 29 年 4 月から構成市町が実施主体となり事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、従前の旧介護予防訪問介護等相当の訪問型・通所型サービスに加え、緩和した基準の訪問型・通所型サービスＡ、住民主体によるサービスＢ、短期集中で介護予防を行うサービスＣを提供しています。

また、その対象者は「要支援認定者」及び「基本チェックリストにより事業対象者と判断された者」(以下「要支援者等」という。)が必要なサービスを利用できます。

(１)介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として事業を実施しています。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的としています。

(※表中の単位は、年間の延べ人数、回数、件数、箇所)

①訪問型サービス(従前相当・緩和した基準)	
取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(身体介護を伴うサービス)及び旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問型サービス(生活援助のみを行うサービス)を提供しています。
現状と課題	●三好市 訪問型サービス(ホームヘルプサービス)においては、利用者の身体に直接触れる身体介護(従前相当サービス)に比べて、掃除や洗濯等の生活援助(サービスＡ)の利用の方がより多くなっています。ニーズが多様化し、個々の利用者に合わせたサービス提供が求められますが、サービスの担い手の高齢化や深刻な人材不足によりサービス提供が難しい状態となりつつあります。 ●東みよし町 病気や怪我をきっかけに、要介護状態へ移行する可能性の高い方はいますが、訪問型サービスについては、身体介護を伴う従前相当より、緩和した基準(サービスＡ)を利用する方が多くなっています。

今後の方向性	●三好市 　一人暮らしの高齢者世帯が多くなっていることから、居宅で生活し続けることができるよう必要に応じたサービスの提供を支援していきます。 ●東みよし町 　利用者の状態に合わせて必要なサービスを提供し、居宅での生活を支援していきます。

【訪問型サービス(従前相当)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	228 人	273 人	288 人	290 人	290 人	290 人
東みよし町	47 人	30 人	35 人	33 人	33 人	33 人

【訪問型サービス(緩和した基準)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1,538 人	1,630 人	1,648 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人
東みよし町	595 人	573 人	580 人	575 人	570 人	570 人

②通所型サービス(従前相当・緩和した基準)	
取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防通所介護に相当するサービス(身体介護を伴うサービス)及び旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準による通所型サービス(生活機能向上のための支援等)を提供しています。
現状と課題	●三好市 　通所型サービス(デイサービス)は従前相当サービスの利用が多く、デイサービス利用時に運動を中心とした機能訓練だけでなく、入浴や食事等のサービスを併せて利用される方が多くなっています。一方、サービス提供事業の要支援の枠が限られているため、調整に時間を要しています。 ●東みよし町 　通所型サービスについては、入浴や食事のサービスを希望される方が多く、訪問型に比べて、身体介護を伴う従前相当サービスの利用者が多くいます。運動機能の維持だけでなく、人との交流や入浴、食事をとおして心身の安定にも繋がっています。
今後の方向性	●三好市 　今後も日常生活上の支援や機能訓練、運動等の支援に加え、入浴・排せつ・食事の介護等が提供できるよう支援していきます。

	●東みよし町 　今後もサービスを継続して提供できるよう支援していきます。また、介護の必要性が比較的低い方であっても、人との交流による心身の安定、リフレッシュや楽しみとして利用される方にも継続したサービス提供が行えるように支援していきます。

【通所型サービス(従前相当)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1,469 人	1,587 人	1,622 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人
東みよし町	441 人	644 人	630 人	630 人	620 人	620 人

【通所型サービス(緩和した基準)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	594 人	639 人	670 人	700 人	700 人	700 人
東みよし町	349 人	260 人	250 人	250 人	250 人	250 人

③訪問型・通所型サービスＢ	
取組内容	訪問型は、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援について実施を目指します。 　通所型は、住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり(体操、運動等の活動)を実施しています。
現状と課題	●三好市 　訪問型サービスＢについては、実施団体数が少なく地域ニーズと一致していないこともありサービス提供ができていない状況です。サービスが必要な方は、訪問型サービスＡを利用しています。 　通所型サービスＢについては、住民主体によるご近所デイサービスとして定着し、それぞれの地域で特色あるものとなっています。通いの場から通所型サービスＢに移行する地域団体もあり、継続した活動が続けられています。 ●東みよし町 　両サービスともに、住民主体による自主活動を行う団体がありません。
今後の方向性	●三好市 　関係団体と連携して地域住民に情報提供を行い、訪問型・通所型サービスＢの実施団体が増えるよう支援していきます。

	●東みよし町 　両サービスとも、地域支えあい推進協議体を通じて、住民主体による組織づくりを図ります。

【訪問型サービスＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	2 箇所 52 回	2 箇所 51 回	2 箇所 52 回	2 箇所 52 回	3 箇所 60 回	3 箇所 60 回
東みよし町	–	–	–	–	–	–

【通所型サービスＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	11 箇所 303 回	12 箇所 392 回	13 箇所 410 回	13 箇所 410 回	14 箇所 430 回	14 箇所 430 回
東みよし町	–	–	–	–	–	–

④訪問型・通所型サービスＣ	
取組内容	要支援者等に対して、保健・医療の専門職により「運動器の機能向上」、「口腔機能向上」、「栄養改善」を目的に、短期間の運動教室を実施しています。また、心身の状況等により通所による事業への参加が困難な要支援者等を対象に、専門職がその居宅を訪問して、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行っています。
現状と課題	●三好市 　訪問型サービスＣの利用が増えてきており、近年では脳血管疾患や骨折での退院直後、また慢性的な関節疾患の方に対し、理学療法士が訪問するケースが増加傾向です。サービス終了後は、運動習慣の習慣化等の効果を確認しています。また理学療法士からのアドバイスを受け、適切な医療につながることで、中断していた治療やリハビリが再開でき、活動的な生活を取り戻すなど、生活の質(QOL)が向上しています。 　通所型サービスＣについては、通いの場の普及に伴い、令和５年度・令和６年度は実施していません。しかし、地区ごとに通いの場の数や開催頻度、参加人数に差があるため、必要に応じて通所型サービスＣなどの実施を検討していきます。 ●東みよし町 　訪問型については、利用者が少ないこともあり、広報での周知に加え、総合病院

	等の医療機関へのアプローチも実施しました。 　通所型については、令和７年度にサロンや通いの場の数が少ない三好地区の方に絞って、規模を縮小して開催しましたが、参加者の口コミや送迎があることから希望者が多い状況です。全 10 回のプログラム終了後、半年程度の期間を空けて、自宅での継続した運動ができているか、フォローアップ教室を実施しています。 　また、自宅での生活に不安や課題のある方で、サービスや支援に繋がっていない方の繋ぎの場として、個別に声掛けをして利用いただく方が増えています。運動機能や認知機能等の向上だけでなく、人と人との繋がりの場として閉じこもり予防や孤独孤立対策にも繋がっています。
今後の方向性	●三好市 　山間部で介護サービス利用の継続が困難な場合など、在宅復帰を目指す方の潜在的なニーズを掘り起こし、適切なサービス利用へと繋げることで、運動機能の維持向上を図るだけでなく、その方の生活の質向上を支援していきます。体成分分析装置を用いることで、こうした支援の効果を客観的に検証します。 ●東みよし町 　訪問型については、引き続き広報活動により、指導の効果やメリットを周知していきます。また、対象者を個別にアプローチしていくために、引き続き関係部署や関係機関との連携、情報共有を行い普及していきます。 　通所型については、フォローアップ教室を含む全プログラム終了後に、学んだことを自宅や通いの場で継続してもらうように働きかけていきます。また、全国及び徳島県と比較しても、閉じこもりリスクの高い高齢者が多いことから、訪問型と同様に効果やメリットの周知による普及と関係部署及び関係機関との連携、情報共有によって、潜在している対象者を抽出をおこないます。

【訪問型サービス C】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	3 人	7 人	9 人	10 人	10 人	10 人
東みよし町	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人

【通所型サービス C(のびのび教室)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 回 0 人	0 回 0 人	0 回 0 人	20 回 250 人	20 回 250 人	20 回 250 人
東みよし町	11 回 197 人	11 回 158 人	11 回 293 人	11 回 300 人	11 回 300 人	11 回 300 人

(２)一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的に事業を実施しています。

①介護予防把握事業	
取組内容	地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的に事業を実施しています。
現状と課題	●三好市 総合相談支援事業や地区住民福祉協議会の単位ネットワーク会議に参加し、地域住民、民生委員、医療機関、家族等から情報提供を受けた後、状況を把握するために訪問し、介護予防活動や各種サービスへつなげています。また介護や医療のレセプトデータを分析し、科学的な根拠から効果的なアウトリーチを実施しています。 しかし、三好市は閉じこもりリスク高齢者の割合が全国と比べると高い状況が続いており、独居の高齢者や閉じこもり傾向にある方などは地域とのつながりが希薄で実態を把握することが難しい状況です。 ●東みよし町 本人、家族、民生委員、自治会長、近隣住民及び関係機関からの相談により実態把握を行っています。また、令和７年度より集落支援員が山間地域を巡回しており、気になる高齢者がいた場合は連携を図っています。相談があった高齢者については、訪問により状況把握をし、必要な支援やサービスに繋げていますが、地域との繋がりのない方や自ら助けを求められない方等は実態把握が難しく、必要な支援が受けられていない方が潜在していると考えられます。
今後の方向性	●三好市 支援を必要とする方を早期に把握すべく、引き続き各種団体等との連携を強化していきます。総合相談支援事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施事業により把握した事例を分析し、地域の実態を把握していきます。また、健康状態不明者や重症化予防者等にアウトリーチを実施することで、将来的に要介護者となる方を把握していきます。 ●東みよし町 民生委員や自治会長、関係機関には、地域の中で気になる方の情報提供いただくように引き続き周知していきます。また、高齢者の保険事業と介護予防の一体的事業を実施している、健康づくり課や住民課、集落支援員とも連携を図り、何らかの支援が必要な方の発掘及び早期のアウトリーチを通して支援の入り口を作っていきます。

【介護予防把握事業】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	612 人	611 人	620 人	630 人	630 人	630 人
東みよし町	406 人	425 人	450 人	450 人	450 人	450 人

②介護予防普及啓発事業　　きらめき元気アップ教室	
取組内容	通所事業所等に通い「いきいき百歳体操等」を実施することで「運動器の機能向上」やその他のプログラムを実施することで「栄養改善」、「口腔機能向上」を図れるよう事業を実施しています。
現状と課題	●三好市 継続的に介護予防に取り組んでおり、事業内容も多岐にわたり参加者の方には好評の事業となっています。地域の方と一緒に様々な取り組みを行う中で、運動習慣の定着や栄養改善などが図られフレイル予防につながっています。 ただ、三好市は高齢化率が高く、介護予防事業につながる前に要支援・要介護状態になる方もおられ、フレイル状態に陥る前の利用者を掘り起こすことが課題となっています。 ●東みよし町 利用者数については横ばいの状況です。現在の利用者については、長期的に利用いただいている方がほとんどのため、新しい利用者の掘り起こしが必要です。
今後の方向性	●三好市 いきいき百歳体操やレクリエーションを中心とした教室を実施し、長期的な利用を促すことで健康維持・フレイル予防を図っていきます。また、地域に密着した事業所と連携し、フレイル予備群の掘り起しを行い、効果的なフレイル予防を行っていきます。 ●東みよし町 今後も長期的な利用を促すことで継続的な健康維持、フレイル予防を図ります。 また、サービス C の利用者や高齢者サロンの参加者等の中で、健康維持や継続的なフレイル予防のニーズのある方の発掘と事業の普及を図ります。

【きらめき元気アップ教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	17 箇所 5,595 人	15 箇所 5,043 人	14 箇所 5,200 人	14 箇所 5,500 人	14 箇所 5,500 人	14 箇所 5,500 人
東みよし町	3 箇所 94 人	2 箇所 104 人	2 箇所 100 人	2 箇所 150 人	2 箇所 150 人	2 箇所 150 人

②介護予防普及啓発事業　水中運動教室	
取組内容	生活機能の維持・向上を目的として、専門の指導員による膝や腰に負担の少ない水中でのストレッチやウォーキング等の運動を実施しています。
現状と課題	●三好市 加齢による運動器の衰えや日常生活活動の低下による筋肉の減少等によって要介護状態になることを予防しています。水中運動は水の浮力が働き、腰や膝などへの負担が軽減されるため有効な運動が無理なくできます。運動療法室ではバランスボールやマシンを使った筋力トレーニングや肩こり解消体操など専門スタッフが指導を行っています。年々利用者は増加しており、コロナ渦前の利用者数を上回っています。 ●東みよし町 加齢による運動機能の衰えや日常生活の活動低下による筋肉の減少等によって要介護状態になることを予防しています。利用者の口コミや送迎のサービスがあることから、利用者が増加しています。令和８年度からは月の利用回数の上限を月３回から月４回にしました。
今後の方向性	●三好市 水中運動を基本とし、運動器の機能向上プログラムを実施していきます。運動療法を中心に総合的な健康指導を行い、生活習慣病の予防改善など健康づくりをトータルにサポートし介護予防を行っていきます。 ●東みよし町 利用者が増加傾向にあることから、引き続き教室を継続し、介護予防・フレイル予防を図っていきます。

【水中運動教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1 箇所 411 人	1 箇所 475 人	1 箇所 500 人	1 箇所 600 人	1 箇所 600 人	1 箇所 600 人
東みよし町	1 箇所 315 人	1 箇所 323 人	1 箇所 550 人	1 箇所 600 人	1 箇所 625 人	1 箇所 650 人

②介護予防普及啓発事業　いきいき百歳体操	
取組内容	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、高齢者が元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現をめざし、誰もが身近な場所で気軽に取り組める「いきいき百歳体操(徳島県版)」の普及を進めております。
現状と課題	●三好市 地域住民の方が自主的に介護予防の普及啓発を目的とした「いきいき百歳体操」に取り組んでいます。高齢によって参加者が減少し、活動を終了する通いの場が増えつつある現状ですが、団塊の世代が後期高齢者となったことで参加者が増えている通いの場もあります。参加者の多くが女性であり、男性にもいきいき百歳体操の効果や必要性を理解していただく必要があると考えます。 ●東みよし町 新設の通いの場もあるものの、辞めてしまう通いの場もあり、通いの場の数はほぼ横ばいの状況です。通いの場の長期継続支援のため、職員の派遣や理学療法士等の専門職の派遣を行っています。また、サービス C の利用者に対して、継続したフレイル予防のために、通いの場の立ち上げや既設の通いの場への参加を案内し、普及に努めています。
今後の方向性	●三好市 今後も継続的に理学療法士や保健師等の専門職が通いの場に介入し、継続して取り組んできた体操の測定評価を行っていきます。また、体成分分析装置により、科学的な結果からも運動指導や保健指導を行っていきます。 ●東みよし町 フレイル予防の取り組みと「いきいき百歳体操」の効果を再度周知するとともに、通所型サービス C を行っている、地域包括支援センターとも連携を図り、通いの場の新設や、長期的に活動している通いの場への新しい知識の浸透を促し、効果的な活動を支援していきます。

【いきいき百歳体操】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	64 箇所 853 人	67 箇所 988 人	65 箇所 960 人	66 箇所 970 人	67 箇所 980 人	68 箇所 990 人
東みよし町	32 箇所 362 人	31 箇所 375 人	31 箇所 380 人	35 箇所 400 人	40 箇所 425 人	45 箇所 450 人

②介護予防普及啓発事業　介護予防講演会	
取組内容	介護予防に関する普及啓発を図るために、理学療法士等の専門職による講義、実技を合わせた介護予防に関する講演会を実施しています。
現状と課題	●三好市 老人クラブ、婦人会、地区住協等の市民団体、学校関係からの依頼により、介護予防の講演を実施しています。成年後見制度や ACP(人生会議)の講演依頼が増えています。フレイルサポーターと商業施設でフレイルチェックを行い、普段通いの場に参加していない人にもフレイル予防について理解を深めてもらうよう取り組んでいます。 ●東みよし町 サロン活動に参加している高齢者については、他の事業やイベントに参加されている方も多く、介護予防についての意識は高まっていると思われます。しかし、地域全体でみると、介護予防の必要性に対する意識が低い方や、閉じこもりリスクの高い方も多くいます。
今後の方向性	●三好市 高齢者の方に介護予防へ取り組んでもらえるよう気づきの機会を増やしていきます。また、学生の方には、高齢者の方がどんな状況で生活しているのか、そこから、どう接すればよいかを学習してもらえるよう講演会を実施していきます。 ●東みよし町 まずは介護予防に興味をもっていただき、その上で必要性が理解してもらえるよう、介護予防に関する映画の上映や、様々な講師をお招きし講演会を実施していきます。高齢の方だけでなく、様々な世代の方に参加していただけるよう広報活動を行います。

【介護予防講演会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	4 回 96 人	7 回 214 人	6 回 200 人	6 回 200 人	6 回 200 人	6 回 200 人
東みよし町	1 回 44 人	1 回 90 人	2 回 200 人	1 回 100 人	1 回 100 人	1 回 100 人

②介護予防普及啓発事業　介護予防体操の放映	
取組内容	自宅でも介護予防に取り組めるよう、ケーブルテレビやホームページで、「いきいき百歳体操」の普及啓発を行っています。
現状と課題	●三好市 ケーブルテレビにおいて、自宅でも介護予防体操に取り組めるよう「いきいき百歳体操」および「認知機能改善編」を放送しています。 また、三好市ホームページに徳島県理学療法士会が作成した「いきいき百歳体操

	徳島版」(YouTube)のリンクを貼っていますが、閲覧するためにはインターネット環境が必要となっています。 ●東みよし町 　ケーブルテレビにおいて、自宅でも介護予防体操に取り組めるよう「いきいき百歳体操」を放送しています。
今後の方向性	●三好市 　今後も自宅で「いきいき百歳体操」に取り組めるように、ケーブルテレビやホームページでの普及啓発を行っていきます。 ●東みよし町 　今後も自宅で「いきいき百歳体操」に取り組めるように、ケーブルテレビやホームページでの普及啓発を行っていきます。

【介護予防体操の放映状況】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	放映中	放映中	放映中	継続		
東みよし町	不定期に放映	不定期に放映	不定期に放映	継続		

③地域介護予防活動支援事業　地域いきいき事業	
取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、講師の派遣等を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	●三好市 　地域での介護予防の学習・啓発等が自主的に行われています。運動指導士による身体機能を向上させる体操やレクリエーション、栄養士による栄養改善の研修や実習、歯科衛生士による口腔ケアの講座と舌体操、有識者によるフレイル予防啓発と講義等、内容は多岐に渡っています。コロナ渦以降の令和６年度から各地域で活発に事業が実施され、実施回数・人数とも増加し、運動機能改善、栄養改善につながっています。 ●東みよし町 　活動する地域住民組織がありません。
今後の方向性	●三好市 　引き続き地域住民組織の活動に対し、地域づくり支援を行っていきます。 ●東みよし町 　地域住民組織の立ち上げを図ります。

【地域いきいき事業】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	55 回 797 人	36 回 535 人	45 回 600 人	50 回 650 人	50 回 650 人	50 回 650 人
東みよし町	–	–	–	–	–	–

③地域介護予防活動支援事業　介護予防教室	
取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、「運動器の機能向上」、「認知症予防」等の講習を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	●三好市 通いの場は、地域の住民が自主的に介護予防活動に取り組む場となっており、地域の介護予防の拠点となっています。新たに通いの場を立ち上げたい団体が増えており、支援を行っています。また、通いの場へ移行することを期待して、通いの場が少ない地域で行政主導の通いの場を一定期間行うなどの取り組みも行っています。 ●東みよし町 老人クラブ、地域のサロンで介護予防普及啓発の講習を実施しています。また防災フェスティバルや文化祭り等のイベントで、特設ブースを設けて介護予防の普及啓発を行っています。老人クラブや地域でサロン活動をしている方については、介護予防に関する意識が高いものの、地域全体では関心の低い方もまだまだ潜在しており、関心の高さについて、格差があります。
今後の方向性	●三好市 通いの場を拠点とした介護予防の普及は効果的であるため、今後も活動の支援を行っていきます。また、一般介護予防以外での介護予防教室(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)を定期的に実施し、生活習慣病を含めた重症化予防の普及(認知症予防、骨折予防、食事指導)についても実施していきます。 ●東みよし町 今後も老人クラブや地域のサロンに対しての講習会を継続していきながら、イベントへの参加をとおして、介護予防の周知や普及を図りつつ、介護予防に対して関心の低いと思われる地域の把握、アプローチをしていきます。

【介護予防教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	69 回 637 人	86 回 1,376 人	90 回 1,500 人	90 回 1,500 人	90 回 1,500 人	90 回 1,500 人
東みよし町	37 回 490 人	40 回 776 人	50 回 630 人	50 回 650 人	50 回 650 人	50 回 650 人

④介護予防事業評価事業	
取組内容	ストラクチャー指標、プロセス指標等の評価指標を活用しながら、介護予防事業を効果的に実施するための検証を行うため事業評価を実施しています。
現状と課題	●三好市 通いの場でも体力測定を実施していますが、介護予防の全体での評価までには至っていません。 ●東みよし町 徳島県理学療法士会に委託して、事業評価をしていますが、通所型サービスC(のびのび教室)のみの評価になっています。通いの場でも体力測定を実施していますが、介護予防の全体での評価までには至っていません。
今後の方向性	●三好市 通いの場での介護予防が主流となっており、令和５年度より体成分分析装置(インボディ)を本格的に取り入れ、科学的な結果を基に保健指導や栄養相談を行っています。分析結果の積み上げにより、科学的な事業評価も実施していきます。 ●東みよし町 分析結果をもとに、介護予防事業を効果的に実施します。継続するとともに３から６ヶ月後の評価を見える化し、検討していきます。

【介護予防事業評価】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
東みよし町	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

2　包括的支援事業

包括的支援事業は、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、第 1 号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務があり、これらの事業は、地域包括支援センターが一括して事業を実施しています。第６期の制度改正では、これらの「地域包括支援センターの運営」に加え、「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に係る事業が位置づけられたため、平成 29 年度から構成市町が実施主体となり体制づくりや取組を開始しています。

また、地域包括支援センターにおいては、これらの事業と十分に連携し、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムを構築していく重要な機関となっています。併せて、中長期的な視野も踏まえ、行政(市町)機能の一部として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を実践しながら、行政(市町)と一体となって、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進できるよう地域包括支援センターの体制強化を図っていくことが重要であります。

直営型、委託型にかかわらず、行政(市町)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、平成 29 年度に地域包括支援センターの実施主体を構成市町とし、三好市直営 1 箇所、東みよし町委託 1 箇所で 2 つの地域包括支援センターを設置し、適切な人員配置、行政(市町)との連携強化、ＰＤＣＡによる効果的な事業の運営という観点から機能強化を図っています。

令和６年度より、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施している他、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務についても、その一部をケアマネ事業所等に委託することが可能となるなど、地域包括支援センターの効果的な業務の実施に資する業務負担軽減を図るための体制整備が求められています。

(１)地域包括支援センターの運営

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態等を把握し、また、本人、家族、関係機関等からの相談を受け、地域における適切な機関、保健・医療・福祉サービスの制度の利用につなげる等の支援を実施しています。

①第１号介護予防支援事業	
取組内容	地域包括支援センターは、要支援者等が総合事業のサービスを適切に利用できるよう介護予防ケアマネジメント業務を実施しています。
現状と課題	●三好市 高齢者人口の減少に伴い要支援等の認定者数も減少していることから、ケアマネジメントＡの件数も前回計画値の 2,600 件から大きく減少しています。

	また、ケアマネジメント B は令和 6 年度から通所型サービス C を休止したため件数が減少しています。 ●東みよし町 要支援者の減少に伴いケアマネジメント A の件数は減少傾向にあります。事業対象者も含めスムーズな利用に努めていますが、ケアプランを提案してもサービス利用につながらない事例もあります。
今後の方向性	●三好市 総合相談支援業務を継続し、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を実現するため、適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげていきます。 ●東みよし町 これからも継続してアセスメントを行うことで、状況に合わせた適切なサービスに繋げていきます。

【ケアマネジメントＡ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	2,170 件	2,032 件	1,910 件	1,800 件	1,800 件	1,800 件
東みよし町	876 件	778 件	840 件	840 件	840 件	840 件

【ケアマネジメントＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	4 件	10 件	16 件	20 件	20 件	20 件
東みよし町	50 件	33 件	54 件	52 件	52 件	52 件

②総合相談支援業務	
取組内容	地域における総合相談窓口として、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。
現状と課題	●三好市 地域の方から相談のあった生活課題が解決できるよう、適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげています。近年、相談内容が複雑化、困難化しており、支援に時間がかかることもあります。 ●東みよし町 本人や家族からの介護保険やその他サービスに関する相談が最も多くなっています

	が、地域や関係機関からの相談により、課題があるにも関わらず支援が入っていない潜在していた方が見つかるケースもあります。家族関係や相談内容の複雑化、キーパーソンの不在、本人に困り感がなくすぐに支援に繋がらないなど、適切な支援を実施するまでに時間を要することもあります。
今後の方向性	●三好市 総合相談業務を継続し、それぞれの課題に対応できるよう、専門職の知識向上することと、関係機関との連携を継続していきます。 ●東みよし町 複雑化する相談に対応するために、研修等への参加により知識の向上を図ります。 また、関係機関との連携を継続し、適切なサービスや制度の利用につなげていきます。

【総合相談支援業務】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	613 件	611 件	600 件	600 件	600 件	600 件
東みよし町	406 件	425 件	580 件	560 件	560 件	560 件

③権利擁護業務	
取組内容	地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行っています。
現状と課題	●三好市 令和 5 年 3 月に三好市権利擁護センターを設立し、令和 5 年度より相談案件について、有識者を交えた定例の検討会を行っています。困難事案は継続事案になることが多く、きめ細やかに継続的な支援が必要となっています。 ●東みよし町 家族関係の複雑化や複合的な課題を抱えた方もおり、関係機関と連携を図りながら、個別地域ケア会議等で支援の検討を行っています。また、令和 5 年度より東みよし町権利擁護センターにおいても、事案の検討を行っています。
今後の方向性	●三好市 三好市権利擁護センターの検討会を活用し、成年後見人制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者の虐待への対応等、専門職の視点を交えた適切な支援を実施していきます。また、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支

	援における課題を地域全体で解決できるよう連携していきます。 ●東みよし町 　成年後見制度や高齢者虐待、消費者被害に関する広報活動を実施し、地域住民や福祉関係者等の権利擁護に対する理解を深めます。 　また、東みよし町権利擁護センターや個別地域ケア会議等において、課題の把握と適切な支援の検討を行い、適切なサービスや制度の利用を促します。

【権利擁護に関する相談受付】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	31 件	34 件	36 件	38 件	40 件	42 件
東みよし町	3 件	1 件	2 件	3 件	3 件	3 件

④包括的・継続的ケアマネジメント業務　介護支援専門員に対する研修会	
取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しました。
現状と課題	●三好市 身寄りのない高齢者、8050 問題等、生活課題が複雑化しています。さらに、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」から、介護支援専門員や訪問介護員などの介護職も高齢化する「老老老介護」の状態になっています。介護職の人材育成、資質向上の継続的な取り組みが求められています。 ●東みよし町 ケアマネ研修会(講師を招いての講義や事例検討会、意見交換会)を開催し、資質の向上やネットワーク構築に努めています。年 2 回開催しており、東みよし町内の事業所を対象にした研修会に 10 名程度、三好市・東みよし町の事業所を対象にした研修会に 30 名程度が参加しています。
今後の方向性	●三好市 専門職スキルアップ研修(講師を招いての講義やグループワーク)を年 2 回開催し、介護支援専門員の資質向上やネットワーク構築に努めます。地域の医師や看護師を講師に招くことで、医療と介護の連携促進にも貢献できるように取り組みを続けます。また、主任介護支援専門員の更新に必要な法定外研修に該当する研修を企画します。 ●東みよし町 今後も同様に研修会を開催し、資質向上や新しい情報発信を行いながら、地域の介護支援専門員との連携強化を図っていきます。また介護支援専門員との意見交換等で、実情を把握し、必要な支援を行っていきます。

【介護支援専門員に対する研修会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	2 回 77 人	2 回 80 人	2 回 80 人	2 回 80 人	2 回 80 人	2 回 80 人
東みよし町	2 回 43 人	2 回 45 人	2 回 40 人	2 回 40 人	2 回 40 人	2 回 40 人

④包括的・継続的ケアマネジメント業務　介護支援専門員に対する個別支援	
取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しました。
現状と課題	●三好市 介護支援専門員の高齢化、人員不足が顕在化しています。地域包括支援センターでは、介護支援専門員からの相談に対し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の三職種で対応しています。また、支援困難事例や地域課題を含む事例については、個別地域ケア会議を開催し、関係者が連携して支援に関わる取り組みを進めます。介護支援専門員のバーンアウト(燃え尽き症候群)の予防も課題と捉え、事業所への定着を図ります。 ●東みよし町 介護支援専門員からの相談には、主に主任介護支援専門員が対応し、アドバイスを行っていますが、専門分野における相談については、それぞれの専門職が対応しています。問題を抱えていても個別相談がなければ、状況把握ができない現状にあります。
今後の方向性	●三好市 介護支援専門員が多職種と顔の見える関係を作り、複雑化するニーズや課題に対応できる、支援ネットワークづくりを続けていきます。 ●東みよし町 介護支援専門員からの多様な相談に対して適切なアドバイスを行い、一人で問題を抱え込まないように支援していきます。相談内容についても多様化していることから、必要な場合は関係機関とも連携を図り、ケース会議への参加及び後方支援を行っていきます。

【介護支援専門員に対する個別支援】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	64 件	72 件	70 件	70 件	70 件	70 件
東みよし町	38 件	40 件	50 件	50 件	50 件	50 件

⑤指定介護予防支援業務	
取組内容	地域包括支援センターは包括的支援業務を実施するとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう介護予防支援業務を実施しています。
現状と課題	●三好市 要支援認定者等の人数が減少しており、ケアマネジメント数も減少傾向にあります。要支援者等が必要な介護サービスを利用できるよう、きめ細かなアセスメントを行い、適切なケアマネジメントに努めます。 ●東みよし町 要支援認定者数は減少傾向にありますが、関係機関との調整に時間を要するケースやケアプランを提案してもサービス利用につながらないケース、暫定での利用を希望されるケースが増えてきています。
今後の方向性	●三好市 適切なアセスメントの実施により、要支援者等が介護保険サービスの適切な利用を行うことができるよう予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。 ●東みよし町 丁寧な説明と適切なアセスメントを行い、利用者が望む生活の実現に向けてケアマネジメントを行っていきます。

【ケアマネジメント】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	3,228 件	3,148 件	3,200 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件
東みよし町	1,439 件	1,330 件	1,440 件	1,435 件	1,430 件	1,420 件

3　包括的支援事業(社会保障充実分)

(１)地域ケア会議推進事業

①地域ケア個別会議	
取組内容	地域包括支援センターでは、個別ケースの検討を通じた個別課題の解決、ネットワークの構築及び地域課題の発見を目的とする地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	●三好市 身寄りのない方、8050 問題に多職種の連携した対応が求められるなど、課題が複雑化しています。地域ケア個別会議では、さまざまな専門職や支援者が集まり、その人らしい生活が続けられるように、個別課題の解決、地域支援ネットワークの構築、地域課題の発見について協議しています。 ●東みよし町 家族関係の複雑化や複合的な課題を抱えた方の個別ケア会議が増えており、複数回の開催や長期化している事例が多くなっています。
今後の方向性	●三好市 本人の意思決定支援が実現できるよう、多職種等が連携し、課題解決に向けたネットワークを構築していきます。 ●東みよし町 複合的な課題を抱えるご家庭が増えていることもあり、引き続き関係機関とのネットワークを強化し、協働しながら困難事例の解決を図ります。また、地域課題を検討し、今後必要な新たな支援やサービスを検討、提案できるようにしていきます。

【地域ケア個別会議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	7 件	4 件	7 件	10 件	10 件	10 件
東みよし町	7 件	6 件	7 件	10 件	10 件	10 件

②地域ケア推進会議	
取組内容	個別事例の検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくために構成市町が実施主体となり、地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	●三好市 2030 年に向けた三好市地域包括ケアシステム構築方針を策定しています。「住まい」「介護予防」「生活支援」「介護」「医療」に加えて、「医療・介護・福祉連携」「認知症支援」「地域包括ケアシステムの推進・深化」の分野ごとに課題を出し合い、「2030 年に向けた理想の将来像」、「将来像に向けた方針と具体的な取り組み」についてまとめており、「つながろう三好」を合言葉に、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

	●東みよし町 地域団体の代表者を中心とする作業部会において検討された地域課題を、福祉、医療、行政等の代表者を中心とする町部局会において、町施策や介護保険計画等に反映すべく、検討を行っています。
今後の方向性	●三好市 2030 年に向けた三好市地域包括ケアシステム構築方針に沿って、高齢になっても障害があっても安心して生活できる地域づくりを進めていきます。 ●東みよし町 引き続き、地域課題の検討を行うことで、東みよし町の現状や時代に合った町づくりができるよう、現在実施している事業の見直しや拡大、縮小、新規事業の実施等を検討していきます。また、関係機関や地域との連携を強め、地域の見守り・支え合いを強化することで、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

【地域ケア推進会議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
東みよし町	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

(２)在宅医療・介護連携推進事業

①在宅医療・介護連携推進事業	
取組内容	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、事業を実施しています。
現状と課題	●三好市 一人暮らし高齢者の増加で、延命治療など医療に関する本人の意思を伝える機会が少なくなっています。ACP(人生会議)や臨床倫理の積極的な普及を通じて、患者の価値観に基づく意思決定支援を実現し、多職種が連携して本人の意思に沿った支援が提供されることが求められています。地域住民や医療介護の専門職を対象にした、研修会等を実施し、関係者が顔の見える関係を作れるような取り組みを行っていきます。また、医療と介護が一体的に取り組む４つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、見取り)を整理し、それぞれの場面で切れ目のない支援体制を構築していきます。 ●東みよし町 地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地

	域住民への普及啓発、医療・介護関係者の情報共有の支援及び医療・介護関係者の研修を行っています。
今後の方向性	●三好市 本人の意思が尊重され、「病院完結型」ではなく、病院で急性期の治療を受け、その後は在宅サービスや地域の診療所、介護施設が連携し、治し支える「地域完結型」の医療・介護サービスが受けられる取り組みを進めていきます。 ●東みよし町 在宅医療が必要な方や、退院支援等、今後も医療機関と介護事業所等が切れ目なくスムーズに連携がとれるように支援していきます。地域ケア推進会議等も活用し、地域包括ケアシステムの構築を行っていきます。その人の人生の最期について、医療も介護も一体的に考えられるような関係づくりや連携を行っていきます。

【検討会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
東みよし町	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回

【多職種研修】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 回	8 回	10 回	10 回	10 回	10 回
東みよし町	2 回	9 回	10 回	10 回	10 回	10 回

【シンポジウム・講演会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回
東みよし町	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回

(３)生活支援体制整備事業

①生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置・協議体の設置	
取組内容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、第１層(市町区域)及び第２層(日常生活圏域)に、コーディネーターを配置し地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。 また、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による整備体制を推進します。
現状と課題	三好市・東みよし町とも、第１層はコーディネーターを１人配置しています。また、第２層は三好市では６人配置、東みよし町では１人配置しています。 ●三好市 第１層協議体では、主にサービスＢの実施状況について協議が行われました。第２層協議体では、これまで協議された地域の元気づくりのための活動が実施されています。今後は、事業を継続していくための人材や経費の確保が課題となっています。 ●東みよし町 第１層・第２層ともに座談会を開催しています。令和７年度は地域活動計画策定の年であったため、第２層協議体推進員を含む関係者との座談会を２地区でそれぞれ２回開催しました。各地区のニーズや課題を抽出し、課題の解決や地域資源の活用等について推進員の方々と話し合っています。
今後の方向性	●三好市 地域住民が持つ情報やネットワークを生活支援コーディネーターとともに共有し、連携し協議体運営に取り組みます。第１層・第２層協議体で挙がった課題の解決や、地域を元気にするための活動が、地域で展開されるよう推進していきます。また、発足したサービスＢの活動が継続できるよう支援していくとともに、新たな実施団体を発掘していきます。 ●東みよし町 定期的に座談会等を開催し、情報の共有や連携強化を図っていくとともに、これまでに抽出したニーズや課題を整理し、今後担い手の養成や必要な取組の実施に向けて進めていく予定です。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
第１層	１回	１回	１回	１回	１回	１回
第２層	13 回	14 回	13 回	13 回	13 回	13 回

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
第 1 層	2 回	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回
第 2 層	1 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

②生活支援体制整備事業　　生活支援サポーター養成講座(フレイルサポーター)	
取組内容	生活支援サポーターのスキルアップを行い、旧町村地域で活動できるフレイルサポーターの組織体制を構築します。
現状と課題	●三好市 サービス B を実施する担い手の養成として、生活支援サポーター養成講座を実施し、スキルアップとしてフレイルサポーター養成講座を実施しています。受講者が減少傾向にあるため、受講者の確保が課題となっています。 ●東みよし町 令和 3 年度より隔年で養成講座を実施しています。サロンへの訪問や通所型サービス C の運営に協力いただいています。フレイルサポーターが代表でサロン立ち上げも行っており、地域の担い手として活躍の場を広げています。
今後の方向性	●三好市 引き続き、生活支援サポーター等養成講座を実施し、地域福祉の中核となる人材をまちづくりの観点から養成し、お互い様の「助け合い」活動や「居場所」を開設してもらうことで地域の絆を再構築していきます。 ●東みよし町 養成講座を開催し、フレイルサポーターの増員を予定しています。また活動の場を広げるため、フレイルサポーターと意見交換を行いながら主体的に関わっていただけるよう必要に応じて座談会等も開催したいと考えています。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
実施回数	8 回	8 回	6 回	6 回	6 回	6 回
対象延人数	52 人	104 人	80 人	80 人	80 人	80 人

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
実施回数	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回
対象延人数	0 人	4 人	0 人	10 人	0 人	10 人

(４)認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援推進事業	
取組内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。
現状と課題	●三好市 それぞれの専門性を生かし、チームで対応をしていますが、判断力や理解力の低下が疑われる方で独居や身寄りがない場合、支援が困難で長期化することがあります。また支援者数が増加傾向で、今後も認知症高齢者の増加が見込まれていることから、早期発見を含め、さらなる支援体制の強化が求められます。 ●東みよし町 現在は地域ケア会議で対応する事案が多く、認知症初期集中支援チームとしての対象者の掘り起こしが少ない状況です。初期集中支援チームとして対象者の掘り起こしに時間を割き、早期発見し、いろいろな機関につなげていく必要性があります。
今後の方向性	●三好市 認知症の疑われる方や認知症の人及びその家族が早い段階で適切な支援につながるよう、初期集中支援チームの活動を引き続き推進します。早期発見のため、相談先として包括支援センターの周知を図り、各関係機関との連携をより強化します。 ●東みよし町 早期の相談に繋がるように、広報等で幅広く周知し、認知症初期集中支援チームとして、関係機関と協議や検討を行っていきます。 認知症地域支援推進員としての活動を充実し、地域の認知症対策・対応を広げていきたいと考えています。

【認知症初期集中支援チームの設置及び協議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回
東みよし町	1 箇所 1 回	1 箇所 0 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回

②認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員・認知症カフェ	
取組内容	認知症の方やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家等が気軽に集い、情報交換や相談を行っております。認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。
現状と課題	●三好市 徳島県立三好病院に協力いただき、認知症の方や家族、地域住民、支援者が集まり、手話やピアノ演奏と一緒に歌を歌ったり、ミニ講座、レクリエーション等行っています。情報交換や相談の場にもなっています。 参加者が増加傾向のため、今後どのように継続していくか、検討課題です。 ●東みよし町 町内２箇所で認知症カフェを開催しています。本人や地域住民、民生委員、チームオレンジのメンバーや専門職等が参加し、様々な活動を行っています。また、地域密着型のグループホームの利用者も参加しており、グループホームの外出支援のひとつにもなっています。
今後の方向性	●三好市 「三好市文化財多目的施設　辻のいろり」では毎月開催、山城のいきいきサロンでは隔月で開催しています。認知症の方や家族、地域住民、支援者が気軽に集まり相談しやすい環境づくりや、ボランティアが地域で自主的な運営ができるよう支援していきます。 ●東みよし町 誰もが気軽に集える場所として、認知症カフェを継続していくことで、認知症になっても本人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきます。

【認知症カフェの開催】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	17 回 257 人	18 回 237 人	18 回 240 人	18 回 240 人	18 回 240 人	18 回 240 人
東みよし町	14 回 194 人	16 回 222 人	16 回 220 人	16 回 220 人	16 回 220 人	16 回 220 人

4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、介護保険制度の適切な実施を図るための「介護給付費適正化事業」や要介護者及び要介護者家族の在宅介護を支援するための「家族介護支援事業」等を実施しています。

(１)家族介護支援事業

①介護用品支給事業	
取組内容	在宅介護をしている家族介護者の方に対して、経済的負担の軽減を図り、要介護者(要介護４又は５の方)で当該高齢者の属する世帯及び介護者の属する世帯とも住民税非課税の方に、世帯在宅生活の継続と安定を図ることを目的として、介護用品(紙おむつ、尿とりパット等)の支給をしています。
現状と課題	要介護者の在宅生活の支援と介護者の経済的負担の軽減を図るため実施しました。介護用品支給件数は増加傾向にあります。
今後の方向性	令和９年度より任意事業から保健福祉事業へ移行し継続します。

【介護用品支給件数】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	111 件	101 件	110 件	―	―	―
東みよし町	20 件	19 件	20 件	―	―	―

※令和９年度より保健福祉事業で実施(58 ページ参照)。

②家族介護教室	
取組内容	家族介護者の介護の知識、技術、介護サービスの適切な利用方法の習得や介護者同士の交流等を図れる教室を開催し、精神的・身体的負担の軽減を図っています。
現状と課題	社会福祉法人へ委託し事業を実施しており、介護の知識、技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を内容とした教室を開催しております。三好市及び東みよし町の社会福祉協議会に委託して実施しています。
今後の方向性	今後も介護の知識、技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を内容とした教室を開催していきます。

【家族介護教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	3 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
東みよし町	1 回	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回

③家族介護慰労事業	
取組内容	在宅で寝たきり高齢者等(要介護 4 又は 5 の方)を介護している住民税非課税世帯のうち、介護サービスを利用せずに介護を行っている場合に介護慰労金を支給します。
現状と課題	介護者の精神的・経済的負担を軽減するために実施しています。第９期期間中では令和７年度、令和８年度に１件支給しました。
今後の方向性	今後も継続し、実施していきます。

【介護慰労金の支給】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
東みよし町	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

(2)その他の事業

①住宅改修支援事業	
取組内容	居宅介護支援等を受けていない要介護認定者等のために、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に経費を助成しています。
現状と課題	介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に経費を助成しており、件数は減少傾向となっています。
今後の方向性	今後も継続し、実施していきます。

【助成件数】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	0 件	0 件	0 件	2 件	2 件	2 件
東みよし町	9 件	7 件	4 件	8 件	8 件	8 件

②認知症サポーター養成講座	
取組内容	地域における認知症高齢者に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して住み続けられる地域づくりを推進しています。
現状と課題	●三好市 中高生や地域、職域団体の方に対して認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座を広く周知し、拡大していきます。また、同講座修了者の方に対し、認知症サポーターステップアップ講座受講も開催しています。 ●東みよし町 高齢者サロンや事業所等の研修として少人数で開催する機会が増えましたが、受講者については、高齢者が多く、若い世代の受講者が少ない状況です。認知症サポーター養成講座の受講者を対象として、ステップアップ講座も開催しています。
今後の方向性	●三好市 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーター養成に引き続き取り組んでいきます。また、認知症サポーター養成講座受講者の方が、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座を開催します。また、認知症サポーター等が支援チーム(チームオレンジ)を作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援ができるよう取り組んでいきます。 ●東みよし町 高齢化率が上昇傾向にあり、認知症がこれまで以上に身近になってきています。認知症に対する正しい理解と知識を広めるためにも、認知症サポーター養成講座の周知を行い、多くの方に受講いただけるように取り組んでいきます。また、ステップアップ講座を受講された方については、チームオレンジのメンバーとして活動できるように取り組んでいきます。

【認知症サポーター養成講座】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	5 回 176 人	4 回 100 人	4 回 100 人	4 回 100 人	4 回 100 人	4 回 100 人
東みよし町	5 回 65 人	5 回 56 人	3 回 60 人	3 回 60 人	3 回 60 人	3 回 60 人

③成年後見制度利用支援事業	
取組内容	低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成します。認知症高齢者や親族等による行政手続き等の困難な者が増加すると見込まれることから、成年後見制度の利用促進を図りました。
現状と課題	●三好市 三好市権利擁護センターの設置に伴い、成年後見制度市長申立の相談事案に対しては、専門職を交えた検討会において協議し、後見人職種の調整により、適切な権利擁護支援を図る対応が可能になっています。 近年、単身世帯や身寄りのない高齢者等の相談件数が増加傾向にあり、後見人の受け皿不足が課題となっています。 ●東みよし町 東みよし町権利擁護センターにおいて相談を受け付け、助言・支援を行いました。また、成年後見制度利用支援事業として、本人及び親族による申立てが困難である場合の町長による申立てや低所得の成年被後見人等に対する成年後見人等への報酬助成も実施しました。 近年、単身世帯や身寄りのない高齢者等が増加しており、町長による申立ての件数は増加が見込まれています。
今後の方向性	●三好市 広報・啓発活動を行い、社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業等の他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化を実施していきます。 また、現在の「後見・補佐・補助」の３つの類型が「補助」に一本化される予定であり、制度改正に向けた対応が必要となります。 ●東みよし町 広報・啓発活動を行い、他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化を実施していきます。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
申立件数	10 件	4 件	6 件	7 件	7 件	7 件
報酬	5 件	8 件	10 件	11 件	12 件	13 件

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
申立件数	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
報酬	4 件	5 件	5 件	6 件	8 件	10 件

第２節　住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために

１　災害や感染症に対する備え

現状と課題	災害発生時や感染症流行時においても、継続して介護サービスや支援を受けられるよう、日頃からの介護事業所等との連携が求められています。
今後の方向性	令和３年度介護保険制度改正により、介護保険事業所に対して業務継続計画(BCP)の策定が令和６年度から義務化されました。 令和７年度からの運営指導、集団指導及び運営推進会議等により点検を行っております。また併せて関連法令等についても周知していきます。

２　介護サービスの継続に向けた取り組み

現状と課題	令和８年度に、三好市又は東みよし町所在の介護保険サービス事業所に対して介護人材実態調査を行いました。本調査によると、令和７年度の採用者数(68 人)を離職者数(83 人)が上回っております。 また、年齢別でみた介護職員の数について、全体のうち 60 歳以上の職員の占める割合が 33.4%であり、「高齢者の就業促進」の体制が進んでいることが分かりました。しかし、60 歳以上の職員の数が減少した場合には、介護人材不足が加速することが見込まれます。第２次三好市総合計画及び第２次東みよし町総合計画においても人口が減少となる推計となっており、介護サービスの継続に向け、介護人材の確保に向けた取り組み、業務の効率化及び事業所の人員基準、設備運営基準が緩和された指定等の周知が求められます。
今後の方向性	介護事業所に向けた人材確保(介護資格のない者、元気高齢者、生活スタイルに合わせて働きたい者、外国人などの就労支援や離職中の有資格者の復職支援)・業務効率改善(介護ロボット・ICT 導入、文書の簡素化等の業務の効率化による介護職員の負担軽減や、ハラスメント対策の実施など働きやすい環境の整備等)に関する研修の開催を検討していきます。 また、国、県が行っている介護人材確保に向けた取り組みについての周知、啓発等、既存の施策の有効性を高めていきます。 通常の指定基準が一部緩和されている「基準該当サービス」や、みよし広域連合管内の山村振興法に規定された地域を対象にした柔軟なサービス提供を可能とする「離島等相当サービス」を対象事業所へ周知及び協議を実施していきます。また、令和９年４月１日より施行される、中山間・人口減少地域での実情に応じた配置基準等が導入可能となる「特定地域サービス」や、市町村が地域支援事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」が新設されます。これらについては、徳島県が地域及び基準等を定めることとなっているため、内容を精査し必要に応じて三好市、東みよし町と協議しながら制度を有効活用してまいります。

3　高齢者の住まいの充実

現状と課題	高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、住まいへのニーズも多様化しているなど、高齢者の個々の状況に応じた多様な住まい(住宅・施設)の確保が求められています。 令和７年度時点で、みよし広域連合管内には住宅型有料老人ホームが４施設、サービス付き高齢者向け住宅は１施設あり、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を担っています。
今後の方向性	徳島県や三好市、東みよし町がおこなう住宅環境の整備等について、情報連携の強化を図りつつ、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。

4　保健福祉事業(介護用品支給事業)

現状と課題	任意事業で実施していた、介護用品(紙おむつ、尿とりパット等)の支給を第 10 期計画より保健福祉事業にて実施いたします。対象者、支給額等については、第９期計画の内容と変更ありません。
今後の方向性	事業計画策定毎に支給内容を精査し、事業内容、事業継続について協議を実施していきます。

【介護用品支給件数】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	―	―	―	144 件	144 件	144 件
東みよし町	―	―	―	36 件	36 件	36 件

※令和８年度までは任意事業で実施(52 ページ参照)。

第４章　介護保険事業の適正･円滑な運営

第１節　介護保険サービスの基盤整備

調整中

第２節　給付適正化の推進

給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその効果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を目指すものです。

これらを実現するため、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の３事業を実施し、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

また、介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

Ⅰ　介護保険給付費適正化事業の推進

(１)認定調査チェック

取組内容	要介護認定においては、全国一律の基準に基づき行われていることから、認定調査及び認定審査会がその基準に沿って実施されているかを常に意識し、基準の共有を行うことで、適正な認定が行われるように取り組んでいます。 認定調査全件の点検を実施し、不備が認められた場合、認定調査員に確認し必要に応じて認定調査票を修正するとともに、認定調査の平準化を図っています。
現状と課題	審査会事務局職員が、全件(直営調査・委託調査)調査特記の点検を行っています。
今後の方向性	調査特記の全件点検を継続していきます。また、調査員のスキルアップのため研修の受講や勉強会・情報共有の場を設け、認定調査の平準化のため直営調査と委託調査をバランスよく行います。

【調査特記の点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	3,829 件 全件	3,363 件 全件	3,385 件 全件	全件	全件	全件

【調査員のスキルアップ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
研修受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講
勉強会 (情報共有)	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

(２)ケアプラン点検

取組内容	ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全なる給付の実施を支援しています。
現状と課題	自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援のため、毎年度テーマを定めて実施しています。点検の質を高めるためには、専門的な知識の習得が課題となっています。
今後の方向性	国保連の介護給付適正化システムの帳票等を活用して、管内にあるすべての居宅介護支援事業所を対象として面談等によるケアプラン点検を実施することにより、自立支援に資する適正なケアプランの作成に向けた取組の支援を行います。また、居宅介護支援事業所の運営指導等においてケアプラン点検を行うことにより、効率的・効果的な取組を実施していきます。

【ケアプラン点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	30 件	28 件	28 件	28 件	28 件	28 件

【運営指導によるケアプラン点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	20 件	36 件	16 件	28 件	12 件	40 件

(3)住宅改修等の点検

取組内容	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や工事施工前後の現地調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修となってないか確認を行っています。また、福祉用具購入・貸与についても、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用となっているか利用状況等の確認を行っています。
現状と課題	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や現地調査を行うことで適正な給付につなげることができています。福祉用具調査については、ケアプラン点検の中で利用状況等を確認しています。点検の質を高めるためには、専門的な知識の習得が課題となっています。
今後の方向性	住宅改修現地調査については、改修規模が大きく内容が複雑なケースや、事前申請時の書類では現状が分かりにくいケースについて重点的に実施していきます。福祉用具等調査については、現地調査に加え、ケアプラン点検を活用することで効率的・効果的な事業の実施を行っていきます。また点検の際にはリハビリテーション専門職等が同行し、適切性及び妥当性の検証を行います。

【住宅改修申請書等の書類の点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	191 件 (全件)	165 件 (全件)	174 件 (全件)	全件	全件	全件

【住宅改修現地調査】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	13 件	13 件	24 件	24 件	24 件	24 件

※リハビリテーション専門職等の同行含む

【福祉用具等調査(ケアプラン点検含む)】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	39 件	35 件	40 件	40 件	40 件	40 件

※リハビリテーション専門職等の同行含む

(４)縦覧点検・医療情報との突合

取組内容	国保連合会介護給付適正化システムにより、介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図っています。
現状と課題	国保連に委託し、全件実施しています。しかし、国保連から提供される適正化に関する帳票が多く、内容も複雑であるため、一部において有効に活用ができていないことが課題となっています。
今後の方向性	効果が期待される帳票を優先的に点検していきます。

【縦覧点検・医療情報との突合】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
件数	249 件 (全件)	287 件 (全件)	270 件 (全件)	全件	全件	全件

第３節　地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施

取組内容	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、介護保険の被保険者、介護サービスの事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型運営委員会」を設置し、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの質の確保及び地域密着型サービス事業の運営の評価に関し協議を行います。 また、地域密着型施設等に対し、法令等を遵守した運営が健全かつ円滑に行われるよう毎年指導監督等を実施しています。
現状と課題	地域密着型運営委員会を開催し、地域密着型(介護予防)サービス事業所の新規指定及び指定更新に関する事業の運営の評価に関し協議を行っています。また、運営指導は、指定有効期限内(６年間)におおむね１回以上の実施を行っています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。

【地域密着型サービス運営委員会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回

【運営指導】

	実績値		見込値	計画値		
	令和６年度 (2024 年)	令和７年度 (2025 年)	令和８年度 (2026 年)	令和９年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
居宅介護 支援事業所	３件	７件	０件	１件	１件	４件
介護予防 支援事業所	０件	０件	０件	１件	１件	１件
地域密着型 サービス事業所	２件	２件	４件	５件	１件	５件

第４節　介護サービス基盤の整備

取組内容	高齢者が、たとえ要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる地域密着型サービス等の基盤整備について検討を行っています。
現状と課題	特別養護老人ホームの待機者の状況調査結果からは、在宅で生活していると思われる待機者は 89 人となっており、その中でも真に入所が必要とされる待機者は 57 人となっています。 その一方で、各施設での１ヶ月の空床状況については、介護保険施設(グループホーム、ショートステイを含む)は 40 床となっています。この中には、介護職員の人材が不足していることにより休止している介護保険施設も見受けられます。 このことから、介護サービス基盤の整備については、待機者の状況や介護人材の確保等を総合的に勘案することが必要となっています。
今後の方向性	施設サービスは、介護サービスの中でも介護負担をより軽減することができる重要なサービスではありますが、中長期的な人口の動態や介護ニーズの見込み等の視点も必要になっています。 今後の高齢化の推移、住民のニーズ、待機者の状況、既存施設の整備状況、介護人材の状況等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、引き続き施設整備の在り方の検討を行っていきます。 第 10 期期間中の地域密着型の入所・入居施設の整備については予定しておりません。

第５節　計画の点検・評価方法

取組内容	介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された地域包括支援センター運営協議会等において、事業の点検や評価を行います。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を踏まえつつ、実施をしていく中で地域の実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体等が一体となって評価・検討を行っています。
現状と課題	地域包括支援センター運営協議会等において、事業の点検や評価を実施しています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。また、第 10 期介護保険事業計画についてフェイスシートを活用しながら評価するとともに、評価の実施方法を検討していきます。

【地域包括支援センター運営協議会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
三好市	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
東みよし町	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

第６節　介護保険料等の設定について

調整中

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

制定　平成 20 年 8 月 13 日要綱第 2 号

（設置）

第 1 条　みよし広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画の策定及び改定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

（委員）

第 3 条　委員会は、委員 20 名以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、広域連合長が委嘱する。

（1）　学識経験者

（2）　保健、福祉、医療関係者

（3）　その他広域連合長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2　　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第 6 条　委員の任期は、広域連合長に対し、第 2 条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

（事務局）

第 7 条　委員会の事務局は、介護保険センターに置く。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 5 月 1 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

策定委員名簿

委員構成	氏　名	所　　属	備考
学識経験者	大木元　繁	三好保健所	所長
	米田　耕三	西部福祉事務所	次長
福祉関係者	◎谷川　信吾	三好市福祉事務所	所長
	大山　真司	三好市長寿・障害福祉課 （みよし地域包括支援センター）	課長
	○逸見　雅信	東みよし町福祉課	課長
	藤丸　美香	東みよし町地域包括支援センター	センター長
	菅井　弘昭	三好市民生委員児童委員連絡協議会	会長
	黒島　功司	東みよし町民生委員児童委員協議会	会長
	大西　茂	三好市社会福祉協議会	事務局長
	藤内　則康	東みよし町社会福祉協議会	事務局長
	三木　学	みよしケアマネジャーネットワーク	会長
医療関係者	田岡　清三郎	三好市医師会	顧問
	檜原　　司	三好歯科医師会	代表
被保険者代表	山下　利幸	三好市老人クラブ連合会	会長
	喜多　伯正	東みよし町老人クラブ連合会	会長

◎…委員長　○…副委員長